

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 会 社
 代表取締役 B 1

上記当事者間の都労委令和2年不第40号及び同3年不第27号事件について、当委員会は、令和4年6月21日第1795回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同北井久美子、同三木祥史、同太田治夫、同田村達久、同西村美香、同垣内秀介、同富永晃一の合議により、次のとおり決定する。

主 文

- 1 被申立人Y1会社は、申立人X1組合が団体交渉を申し入れたときは、団体交渉の開催条件に固執することなく、誠実に応じなければならない。
- 2 被申立人会社は、申立人組合の方針及び行動並びに同組合の組合員を非難する内容の文書を、被申立人会社の社屋に掲示する、又は、申立人組合、同組合の組合員、同組合の組合員の就業先及び同組合の上部団体に対して送付する等の方法によって、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申立人組合に交付しなければならない。

記

年 月 日

X 1 組 合
執行委員長 A 1 殿

Y 1 会社

代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、東京都労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

記

1 貴組合からの令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉申入れを拒否したこと。

2 当社が貴組合や貴組合の組合員を非難する文書を会社の社屋に掲示し、又は、貴組合、貴組合の組合員、貴組合の組合員の就業先及び貴組合の上部団体に対して送付したこと。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

4 被申立人会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

5 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

(1) 平成30年3月14日、A 2（以下「A 2」という。）は、警備業務を主たる業務内容とする被申立人Y 1 会社（以下「会社」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結した。

A 2 は、31年2月中旬から、申立外C 1 会社（以下「C 1 会社」という。）が申立外C 2 会社（以下「C 2 会社」という。）から受注した〇〇〇〇福井大井町高架橋工事現場（以下、同工事を「本件工事」、同工事現場を「本件工事現場」という。）の列車見張業務に従事した。

会社から本件工事現場に派遣されたのは、A 2、A 3（以下「A 3」という。）、A 4（以下「A 4」といい、A 2及びA 3と合わせて「A

2ら3名」という。)及びC3(以下「C3」という。)であった。

申立人X1組合(以下「組合」という。)は、3月11日、会社に対して、A5(以下「A5」という。)が組合に加入したことを通知し、従業員の賃金の未払問題に関して団体交渉を申し入れた。

4月19日、団体交渉(以下「第1回団体交渉」という。)が行われ、組合は、会社に対し、新たにA2ら3名が組合に加入したことを通告した。

令和元年5月9日、会社は、福井駅周辺のビジネスホテルでA2ら3名から同人らの勤務態度等について事情聴取(以下「本件事情聴取」という。)を行った。

A2は、本件事情聴取において「決意表明」及び「自認書」と題する書面を作成した後、退職届に署名指印して会社に提出した。

5月24日、団体交渉(以下「第2回団体交渉」という。)が行われた。

5月30日以降、会社は断続的に別紙一覧表1記載の各文書を組合事務所、組合の上部団体の事務所、組合員の自宅、組合代理人の事務所、組合員の就業先にそれぞれ郵送又は持参投函の方法により送付し、また、会社本社入口に掲示するなどした(以下、会社による別紙一覧表1記載の文書の送付及び掲示行為を合わせて「本件文書送付行為等」という。)

2年2月10日、組合は、会社に対し、団体交渉を申し入れた。

2月14日以降、組合は、別紙一覧表2及び3記載のとおり、会社本社前、東京都庁前及び豊洲市場前において街宣活動を行った。

4月8日、団体交渉(以下「本件団体交渉」という。)が行われ、席上において組合が、会社の同意を得ずに団体交渉の様子の一部を動画撮影した。

4月11日、組合は、YouTube、組合ブログ及びTwitterに、本件団体交渉の出席者の映像をアップロードした(以下、組合による本件団体交渉における動画撮影行為及びアップロード行為を合わせて「本件組合行為」という。)

4月30日、5月11日及び8月5日に組合は、会社に対し、団体交渉を

申し入れたが、会社は、いずれも応じなかった。

- (2) 本件は、①会社が、令和元年5月9日、組合員A2に対して退職勧奨をした事実が認められるか、事実が認められる場合、会社の行為は、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点1）、②会社が、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否か（争点2）、③会社による別紙一覧表1記載の本件文書送付行為等が、組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点3）が争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

組合が本件申立て後に申立ての追加を行った結果、本件結審時における組合が請求する救済内容の要旨は以下のとおりである。

- (1) A2を復職させること及び復職までの間の賃金相当額を支払うこと。
- (2) 団体交渉に誠実に応ずること。
- (3) 組合や組合員を誹謗中傷する内容の文書を送付、掲示しないこと。
- (4) 謝罪文の掲示及び交付

第2 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人組合は、平成24年に結成された、雇用形態に関係なく労働者が企業の枠を越えて個人で加入できる、いわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は約350名であった。

組合の執行委員長はA1（以下「A1執行委員長」という。）、副執行委員長はA6（以下「A6副執行委員長」という。）、書記次長はA7（以下「A7書記次長」という。）である。

組合は、C4組合連合会（以下「C4組合」という。）に加盟しており、C4組合の会長はC5（以下「C5会長」という。）、事務局長はC6（以下「C6事務局長」という。）である。

申立人組合事務所とC4組合事務所の住所は同一であり、申立人組合事務所と申立人組合代理人事務所とは住所を異にする。

- (2) 被申立人会社は、警備業及び人材派遣業などを業とする株式会社であ

り、代表取締役はB 1（以下「B 1社長」という。）である。

令和元年5月当時の従業員数は10,415名であった。

会社はB 2グループに属しており、グループ会社には申立外B 3会社（以下「B 3会社」という。）などがある。

2 A 2と会社との雇用契約

平成30年3月14日、A 2と会社とは、主に以下の労働条件で雇用契約を締結した。

- (1) 雇用期間 平成30年3月14日から期間の定めなし
- (2) 基本給 日勤1回当たり8,500円、9,000円、9,500円又は10,000円のいずれかを勤務開始前に定めるものとし、具体的金額は勤務指示時に明示する
- (3) 従事業務 警備業務（付随する業務を含む）
駐車監視業務（付随する業務を含む）
会社が指定する業務（付随する業務を含む）
- (4) 就労場所 会社の指定する請負先
- (5) 休憩時間 日勤、夜勤 1時間

3 A 2の勤怠管理

A 2の勤怠管理は、同人が勤務開始時及び勤務終了時に携帯電話を用いて会社に報告をするとともに、勤務開始時刻、終了時刻、休憩時間等を記載した勤務実績報告書を会社に提出することにより行われていた。

また、会社は、電算課においてA 2からの報告に基づき毎週火曜日締めで賃金を計算し、翌週金曜日に同人に支払っていた。

4 A 2の本件工事現場での勤務状況

A 2は、会社との雇用契約締結後、本件工事現場において列車見張業務を開始するまでの間は主に東京都近辺の現場で警備員として勤務していた。

31年2月13日、A 2は、本件工事現場において列車見張業務を行うこととなり、同日より勤務を開始した。

本件工事現場には、A 2に先行して、A 3、A 4及びC 3が列車見張員として会社から派遣されていた。

なお、C 1会社は、C 2会社から本件工事現場におけるA 3、A 4らの

勤務態度につき苦情を受けたため、1月25日に、A3、A4及びC3に対して「営業線近接作業^{ママ}における事故防止対策」を内容とする「事故防止安全再教育」を行った。

2月18日、A2は、休憩時間に寝過ごしたことにより勤務開始時刻に1時間遅刻し、本件工事現場の現場監督から気を付けるよう口頭注意を受けたが、同日の勤務実績報告書に休憩時間を1時間と記載し、遅刻の点については特段の記載をしなかったため、同日の遅刻分について控除を受けることなく給与の支払を受けた（以下「本件勤怠管理の瑕疵」という。）。

5 A2ら3名の組合加入

3月11日、組合は、会社に対し、A5が組合に加入したことを通告し、従業員の未払賃金の支払等を議題とする団体交渉を申し入れた。

4月中旬、A5の誘いによりA2ら3名が組合に加入した。

4月19日、組合と会社とは、第1回団体交渉を実施し、席上において、組合は、会社に対し、A2ら3名が組合に加入したことを通知した。

また、組合は、同日付けで文書を会社に送付し、A2ら3名の組合加入の通知と併せて、A2ら3名及びA5の未払賃金等を議題とする団体交渉を申し入れた。

6 A2による退職届提出

(1) 本件事情聴取に至る経緯

令和元年5月8日、会社は、本件工事現場におけるA3の勤務態度につきC1会社から苦情を受けたことから、同月9日、会社の小山支社長であり、本件工事の契約担当窓口であったB4（以下「B4支社長」という。）及び管理課長のB5（以下「B5課長」という。）をC1会社に対する謝罪等のため、本件工事現場に赴かせた。

B4支社長及びB5課長がC1会社の本件工事現場の担当者に事実確認をしたところ、A3のみならずA4も勤務態度が不良であり、両名ともC1会社から「事故防止安全再教育」を受けていたこと（前記4）、A2も平成31年2月18日に本件工事現場において遅刻をしたことを認識するに至った。

(2) 宿舎からホテルへの移動

令和元年5月9日、B4支社長及びB5課長は、終業後にA2ら3名及びC3と会い、同人らを会社の車に乗せ、宿舎から福井駅周辺のビジネスホテル（以下「本件ホテル」という。）に移動した。

A2ら3名及びC3が本件ホテルの一室に入ると、会社の常務取締役のB6（以下「B6常務」という。）がおり、B4支社長、B5課長及びB6常務は、下記(3)のとおり、A2ら3名から本件事情聴取を行った。

なお、C3は、本件事情聴取開始後まもなく、部屋を退出した。

(3) 本件事情聴取におけるやり取りと退職届の作成

ア 「決意表明」の作成

(ア) A3について

B4支社長は、A3から、本件工事現場において週に1度の頻度で遅刻をしていることなどの事実確認を行った上で、同人に対して時間厳守を徹底するよう告げるとともに、反省点などを記載した「決意表明」（後記(エ)）の作成を求めた。

(イ) A4について

B4支社長は、A4から、本件工事現場において休憩時間中に制服を着用したまま駅構内の階段に座り、スマートフォンを操作していたこと、列車見張業務中によそ見が多いこと、報告を受けている限りで4、5回本件工事現場に遅刻をしたこと、C1会社から「事故防止安全再教育」を受けていたこと（前記4）などについて事実確認を行った上で、A3と同様に「決意表明」（後記(エ)）の作成を求めた。

(ウ) A2について

B4支社長及びB5課長は、A2に対し、C1会社からA2が平成31年2月18日に本件工事現場において休憩時間中に就寝し、休憩時間後の勤務開始時刻に1時間遅刻した旨の報告を受けている旨を告げると、A2は「30分か1時間。多分、1回ありました。」などと述べた。

A2の回答を受け、B4支社長は、A2に対し、遅刻した事実について会社に連絡するべきであり、もし連絡を受けていれば会社か

らC1会社へ適切な対応を行うことができたこと、連絡がなかったことによりC1会社から会社に対応を求める旨の連絡があり、自身らが本件工事現場を訪れるに至ったことなどを述べた後、A3及びA4と同様に、A2に対しても「決意表明」（下記(エ))を書くよう求めた。

(エ) 「決意表明」の作成

会社が用意した「決意表明」の用紙には、「B7会長 殿」という名宛人が印字され、そのほか、「発生年月日」、「会社名」、「作業所名」、「今回の問題点（何処が間違っていたのか）」、「今後の^ア取^イ組み」、「会長より」という記載欄があった。

B4支社長は、A2ら3名から事実関係の聴取を行い、A2ら3名はそれに答えながら、それぞれ「決意表明」の用紙に記載した。

A2は、決意表明の「今回の問題点（何処が間違っていたのか）」の欄に、「休憩時間に宿舎に戻り食事をした後に睡眠を取り本来1時間休憩を2^ア時取りご迷惑かけてしまった。会社にも報告して^イませんでした。」と記載し、「今後の^ア取^イ組み」の欄には、「まわりの人に迷惑かけない^ア用に休憩時間を守ります。会社への報告も徹底します。」と記載した。

A2ら3名が「決意表明」の作成を終えると、B6常務は、「やってしまったことはしょうがないっちゃしょうがないから。取り返すように全力でやってください」と述べ、A2は「分かりました。」と述べた。

イ 「自認書」の作成

A2ら3名が「決意表明」を作成した直後、B4支社長は、A2の勤怠管理に関する電算データを確認した上で、A2に対し、2月18日には1時間の遅刻が発生したにもかかわらず、定時に勤務したものとして勤怠システム上に勤怠入力を行い、遅刻時間も含めて賃金の支払を受けているのではないかと尋ねた。

A2がこれを認めると、B4支社長は「決意表明、書いてもらったんだけど。座って。ちょっと話が変わってきた。」、A2の行為は給

与の不正受給であり、執行猶予の付かない「刑法第246条の2」の「電子機器等詐欺罪」に該当する犯罪である、支社において不正受給に関する掲示物を確認していなかったのかなどと述べ、また、B5課長は、A2と同様にA3も遅刻について適切に勤怠管理がなされていないことを指摘した。

これに対し、A2は、遅刻した分は今まで適切に記載していたが、2月18日の休憩時間明けの遅刻の件については指摘もされず、そのままになってしまっていた旨を述べた。

B6常務は、A2に対し、「自認書」を書くよう告げ、A2はB6常務の指示に従って、2月18日の遅刻に関する経緯のほかに「会社に報告せずにスマートフォンを活用した勤怠入力を不正に行ない¥1812円を不正に受け取りました。今回の行為は、電子計算機使用詐欺罪にあたるきわめて重大な犯罪であることを深く認識し会社や会社の同僚に多大なご迷惑をおかけして深くおわびします。」などと記載した「自認書」を作成した。

なお、同日、A2と同様にA3及びA4が「自認書」を作成したか否かについては、証拠上明らかではない。

ウ 退職届の作成

A2が「自認書」を作成し終わると、B6常務は、A2に対し、「A2さんどうします、今後。」と尋ねた。

A2が、このままこの現場でお世話になるのは厳しいかなと思う、警察沙汰になってしまったら会社にも迷惑が掛かってしまう、などと述べると、B6常務は、「うちの会社は不正があったら、基本的には、現職の人間だったら、それはもう連れてくんですよ。そういうもんですよね。ただ、去る者追わずっていうのはありますよね。」などと答えた。

これに対し、A2は、退職願いを後日支社に提出する旨を述べると、B6常務は「いや、それはもうここでも。別に、今でも。」と述べ、B4支社長に退職届を持っているか尋ねた。

B4支社長は、「持っていないですけど、印刷はできます。パソコ

ンには入ってますけど。」と述べ、本件ホテル周辺のコンビニエンスストアで退職届を印刷するために部屋を退出した。

B 4 支社長は、A 2 に対し「犯罪は犯罪だっていうのは、その認識はある？」と尋ねると、A 2 はこれを認めた上で、どこの警察に出頭すべきか、などと尋ねると、B 6 常務は、「去る者は追わないって話はさっきしたじゃないですか。」と述べ、B 4 支社長が「現職の人間の中に犯罪者がいたら裁かなきゃいけない。」、「だけど、現職じゃない人が、そういう人がいたとしても深追いはできない。」と述べると、A 2 は、「分かりました、意味も分かりました。」と答え、B 6 常務に対して退職届の交付を求めた。

そして、A 2 は、B 6 常務の指示に従い所定の退職届に、令和元年5月9日付けで退職することを記載し、署名指印の上、提出した。

なお、証拠上経緯は明らかではないが、同日、A 3 及びA 4 も、会社に対して退職の意思表示を行った。

(4) 会社からC 1 会社への報告

5月10日、会社は、B 6 常務の名義でC 1 会社に対して顛末書を提出した。

顛末書には、A 2 が平成31年2月18日に就業時間である13時に戻らずに14時に現場に戻ったが意図的に警備報告書に記載せず、携帯電話による勤怠報告でも虚偽報告をしたこと、A 3 及びA 4 も複数回遅刻をしていたにもかかわらず意図的に警備報告書に記載をせず携帯電話による勤怠報告でも虚偽報告をしたこと、これらは全て未申告のため支払及び請求を全額行っていたことなどの経緯が記載され、併せて、虚偽報告を行ったA 2 ら3名は令和元年5月9日付けで自主退職したこと、過大請求した額は今月請求分で調整する旨が記載されていた。

(5) B 2 グループにおける不正行為への対応

会社では、従前から掲示物の作成等により、B 2 グループは犯罪を許さないこと、給与の不正受給は詐欺罪に当たり、判明した際には警察に届け社会的責任を取らせることを従業員やグループ会社にも周知していた。

B 2 グループにおいて、給与の不正受給は1年間に1件程度の頻度で発生しており、平成30年2月14日には、B 3 会社において、勤務していなかった2日について勤務していたかのように報告し給与を受け取っていた従業員に対して、面談を実施し同従業員が18,730円の不正受給を認めたため、その場で「自認書」及び退職届を会社に提出させた事例があった。

また、B 2 グループでは、不祥事などにより退職した元従業員に対して、真摯に反省をしているのであれば復職を認める旨の連絡をする事例があった。

7 A 2 による退職届撤回の意思表示と A 3 及び A 4 の組合脱退

(1) A 2 による退職届撤回の意思表示

令和元年5月10日、A 2 が5月9日の本件事情聴取の内容や退職届の提出に至る経緯を組合に報告したところ、組合は、同人に対し、だまされて退職に追い込まれたのであるから、会社に退職届の撤回の書面を送るよう述べた。

5月13日、A 2 は、会社に対し、退職届を撤回することを記載した文書を送付した。

13日、組合は会社に対し、5月9日にA 2、A 3 及びA 4 を長時間拘束し、退職させた行為は、労働組合に加入して要求を行ったことに対する攻撃であり不当労働行為であるとして、団体交渉を申し入れた。

5月24日、組合と会社は、第2回団体交渉を行った。

(2) A 3 及び A 4 の組合脱退

5月28日、会社は、B 6 常務の名義でA 3 に文書を送付した。

同文書には、「貴君が列車見張り員の件で書いた決意表明の気持ちが今も変わらず、また、自己を正せるのであれば何時でも復帰は出来る」、「当社は和解に応じることはない。福井でのやり取りは全て録音しており、裁判所へ提出する準備は出来ている。裁判になれば遅刻の回数及び業務の特殊性からみて会社の主張は100%通る。和解を期待して待っていると時間がかかる。一日も早く働いた方がよい。生活が出来なくなるぞ。」、「誰かに強要されたり脅かされたりして、戻りたくても戻れな

いなどといった事はないか。支社長に言い辛^{マズ}ければ私でも構わないので連絡してくれば良い。念のため管理課長の連絡先も記しておく。」などの記載が含まれていた。

同日以降、A 3 及び A 4 は組合を脱退したが、その後同人らが会社へ復職したか否かについては証拠上明らかではない。

8 組合による要請行動と会社の抗議

(1) 5月30日、組合は、会社本社を訪れ、組合とC 4 組合の連名で、A 2 の退職扱いの撤回と退職強要という不当労働行為を行ったことに対する謝罪を求める要請書を交付した。

(2) 同日、会社は、常務取締役のB 8（以下、「B 8 常務」という。）の名義で、組合宛ての抗議書1通を組合事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 1）。

同文書には、「貴組合は、令和元年5月30日（木）午前10：04頃、無礼にも突然現れた上『デタラメを書き連ねた要請書』と『ユニオン幹部の名刺』を置いて行ったそうだな。こんな文書は受け取れない。今後、無断でビルに立ち入ることがあれば警察に突き出す。以下、同封。1. 要請書 2. 名刺5枚 以上」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合が会社本社を訪れた際の画像等が同封されていた。

9 A 2 の訴訟等の提起

(1) 地位確認等請求労働審判及び訴訟

8月8日、A 2 は、会社との間で雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めて、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に労働審判を申し立てた。

12月11日、東京地裁は審判を下したが、異議申立てにより訴訟に移行し（東京地裁令和元年（ワ）第〇〇〇号）、本件結審日（4年2月25日）時点において、同訴訟は係属中である。

(2) 残業代支払等請求訴訟

12月24日、A 2 は、未払残業代等の支払を求めて、東京地裁に訴訟を提起し（東京地裁令和元年（ワ）第〇〇〇号）、本件結審日（4年2月

25日) 時点において、同訴訟は係属中である。

10 前件不当労働行為救済申立て

元年5月17日、組合は、会社がA5に対して組合を誹謗する文書を送付したことは不当労働行為に当たるとして、当委員会に対し、不当労働行為救済申立てを行った(都労委令和元年不第34号事件。以下「元不34号事件」のように表記する。)

2年4月20日、組合は上記申立てを取り下げた。

11 組合による街宣活動と会社の抗議

(1) 2月10日、組合は、会社に対し、会社の元従業員A8(以下「A8」という。)が組合に加入したことを通知し、①組合及びA8に対し不当労働行為を行わないこと、②同人の賃金を適正に支払うこと、③就業規則や賃金規定等を提出すること、④同人の残業代を1分単位で正確に支払うこと、⑤労働法を守った労務管理を行うこと、⑥同人に対し研修に係る交通費及び日当を支払うこと、⑦以上に付帯する事項を要求事項及び議題として団体交渉を申し入れた。

(2) 2月14日以降、組合は断続的に別紙一覧表2及び3記載のとおり、会社本社前、東京都庁前及び豊洲市場前において街宣活動を行った。

組合による街宣活動では、以下の表現を含む発言があった。

「裁判所の意見にも、労基署の意見にも一切従わない」、「私達の仲間を、そしてあなた方の同僚があなた方の会社の従業員である仲間を労働組合に入ったというだけの理由で5時間もホテルの一室に缶詰めにして警察に突き出す、徹底的に追い詰めるなどと書かして無理やり退職届を書かせた。」、「恥を知りなさいY1会社」、「あなた方の社名、Y1'会社、その旧社名、Y1'会社はですね、どの〇〇なんですか?これ。〇〇〇〇ですか?それとも日本の〇〇〇〇〇だということですか?それとも日本の法律を一切守らないB1〇〇だとでも言いたいんですか?あまりいい印象のある言葉ではありませんね。」、「できればどういった環境で育ったかは分かりませんが、日本のビジネスマナーぐらいは守ってください。B1さん。」、「Y1会社は警備会社の大手企業にして真っ暗なブラック企業です。」。

街宣活動の音量は、会社による計測において最大で113.5デシベルに達するほどの大音量であった。

また、会社は、組合が会社本社ビル前において行った街宣活動により業務に一定の支障が生じ、同ビルに入居する他社から音量に関する苦情等を受けた。

- (3) 会社代理人は、2月18日に、組合に対し、受任通知書を、3月11日には「ご連絡」をそれぞれ送付し、団体交渉開催に向けた調整を行い、4月8日に本件団体交渉を実施することとなった。
- (4) 3月23日、会社は、B1社長の名義で、組合宛ての抗議書1通を組合事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 2）。

同文書には、2月14日の組合の街宣活動における、演説者の発言について「事実に基づかない虚偽の内容（別記の通り）を凄まじい大音量で一方向的に話し業務に多大な支障が出ているので抗議を申し入れる」ことや、「報告書を点検する、装備点検をする、指導をする等の時間に対する適正な賃金を払っておりません。それが労働であることは、労働基準監督署も認め、そしてY1会社に対する指導が入ります。しかしY1会社はこれを守りません。」という発言内容に対する「労働基準監督署がいつ、認めたのか？ デタラメをいうな。」という会社のコメントが記載されていた。

また、同文書には、組合の元組合員が結成した別組合からの「多くの真偽の定かでない情報」として、当該別組合が作成した、組合を非難する内容の文書が同封されていた。

12 本件組合行為と会社の抗議

(1) 本件組合行為の詳細

ア 4月8日、組合と会社とは、A8の賃金支払等を協議事項として本件団体交渉を実施した。

マスクの着用に関する事項が団体交渉事項であるか否かには当事者間で争いがあるが、団体交渉の終盤において、組合は、会社の警備員が不織布等のマスクではなく、プラスチック製の板で口元や鼻を覆う形状のマウスシールドを着用していることを指摘し、マウスシール

ドについて「意味のないプラスチック製の板」と述べるとともに、会社側出席者の同意を得ずに同人らの様子につき、動画撮影を行った。

イ 4月11日、組合は、本件団体交渉において撮影した上記アの動画のうち1分53秒の映像（以下「本件動画」という。）を、会社側出席者の目元をモザイク処理した上で、Y o u T u b e、組合ブログ、T w i t t e rにアップロードした。

組合ブログには「動画公開！ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が出されるも警備員にマスク着用禁止の『見解に相違なし』と繰り返す大手警備会社Y 1会社」というタイトルで、本件動画を載せるとともに、「4月8日の団体交渉で会社にマスク着用を禁止しないこと、感染対策としては何ら効果の無い透明マスクではなく、感染拡大防止に有効なマスクを使用させるよう改めて求めました。しかし会社側は、『透明マスク』（注：マウスシールドのこと。）に感染防止・感染拡大防止の効果はないことを自ら認める発言をしながらも、飛沫を飛ばさないから感染防止になると矛盾した主張を繰り返すばかりでした（Y 1会社のロゴ入りの『透明マスク』を大量に製作してしまったからでしょうか）。」との文章や「ご意見・抗議は→Y 1会社（旧Y 1'会社）」として会社の住所、電話番号及びファクシミリ番号が記載されていた。

なお、Y o u T u b eにアップロードされた本件動画については4月19日に会社の申請に基づき運営会社によって削除された。

(2) 会社の抗議

ア 4月14日、会社は、B 1社長の名義で、組合に対する申入書を、組合、A 6副執行委員長及び組合員A 9（以下「A 9」という。）宛ての封筒にて組合事務所へ3通送付した（別紙一覧表1文書No. 3）。

同文書には、「冠省 当初、貴組合は令和2年4月8日（水）に開催された団体交渉において、・・・昨年12月30日に退職した元隊員のA 8氏に関する交渉を求めていた。つまりコロナもマスクもA 8氏とは関連が無い。これは、報道機関の錯誤を狙い交渉を有利に進める不当な手段といわざるを得ない。全くのお門違いで、でっち上げの申入

れに対し嚴重に抗議する。当社は前回の団体交渉には誠実に応じたが、社会現象である新型コロナ対策及びマスクの件については、今後一切の団体交渉に応じるつもりはない。大きなお世話だ!! 草々」などの記載が含まれていた。

イ 4月16日、会社代理人は、組合に対し、マスクの件はA8の労働条件に関する事項ではなく、今後A8との関係において警備員にマスクを支給して着用させることを団体交渉事項とする要求には応ずることができないこと、会社側団交出席者の同意なく出席者を撮影し組合のホームページ等に掲載することは被撮影者の肖像権を無視するもので、承諾なく撮影した本件動画を削除するとともにホームページ等への掲載を直ちにやめるように要求すること、組合がこの対応を取ったことが確認できない限り、団体交渉の進行を検討せざるを得ないと考えていること、会社本社前における組合の街頭演説は事実と異なる内容に及んでいる上極めて大きな音量で行われており、周辺の事業者から騒音に関する苦情が寄せられている状況も踏まえ対応を検討していることなどを記載した「通知書」を送付した。

ウ 4月17日、会社は、B1社長の名義で、組合宛ての抗議書1通を組合事務所に送付した。

同文書には、本件組合行為について、「卑劣な行為であり、スパイか何かの真似事のもりか、呆れた蛮行だ。当社は、貴組合に嚴重に抗議し、以下の対応を速やかにおこなうことを要求する。とにかく、先ず謝罪をすることだ！

一、当社ならびに、団体交渉に出席した当社関係者に謝罪を行うこと。

一、ホームページ等における同動画等の掲載を直ちに止めること。

一、これまでに被撮影者の承諾なく撮影した一切の動画等を削除すること。

上記対応を行ったことが確認できない限り当社は、今後一切の団体交渉に応じるつもりはない。また、労働委員会、係争中の裁判所にもこの事実を申し立てる。」などの記載が含まれていた。

13 不当労働行為救済申立て

4月20日、組合は、会社のA2に対する退職勧奨並びに元年5月30日付「抗議書」、2年3月23日付「抗議書」及び同年4月14日付「申入書」の送付が不当労働行為に当たるとして、当委員会に対し、本件（2不40号事件）の申立てを行った。

14 組合の団体交渉申入れと会社の対応

(1) 4月30日及び5月11日の団体交渉申入れ

ア 4月30日、組合は会社に対し申入書を送付し、2月10日付団体交渉申入書に記載した要求事項及び本件団体交渉での協議事項について団体交渉を申し入れた。

同文書には、動画撮影や街宣活動の点について、「撮影は団体交渉後に行ったものであり、公開した動画は個人の特定制ができないようモザイクなどで処理したものです。」、「当労組の行いは労働組合法に定める正当な争議権の行使であり、何ら違法性のあるものではありません。むしろ、業務妨害のため訴えるなどと書面で送付する貴社の行為は、正当な組合活動に対する威圧・妨害行為であり、不当労働行為の疑いが強い行為であると考えています。」、「当労組は、改めて2月10日（月）団体交渉申入書に記載の要求事項及び、4月8日（金）の団体交渉での協議事項などに基づく団体交渉の開催を求めます。都合のいい日時場所を複数ご回答ください」などの記載が含まれていた。

イ 会社が上記アに対する回答を行わなかったため、5月11日、組合は、会社に対し、再度団体交渉を申し入れた。

ウ 5月12日、会社は、B1社長の名義で、組合宛ての抗議書1通を組合事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 4）。

同文書には、「とにかく、先ず謝罪せよ!」、匿名掲示板「5ちゃんねる」において「板（スレッド）を開いたのは君等だろ!」、「書き込みには、根拠も示さずに、侮辱するような内容で名誉棄損等に該当するものも多く見受けられ、板を開いた責任をどのように考えるのだ。」、「当社は情報開示請求を行っており、損害賠償請求の準備を進めている。絶対に逃げられないぞ。」などの記載が含まれていた。

エ 5月13日、会社代理人は、組合に対し「通知書」を送付した。

同文書には、警備員にマスクを着用させることはA8の労働条件に関する事項ではなく義務的団交事項ではないことから要求に応ずることはできないこと、本件組合行為は会社の権利を侵害しており、組合から会社に対する謝罪を求めること、会社としては承諾なく撮影した一切の画像の削除及び公開の停止を求めるとともに、当該対応がない限り組合との団体交渉の手続を進行させることができないこと、組合の街宣活動は、会社本社前で長時間にわたり、社内の従業員が電話の音声すら聞き取ることができず、瞬間的に100デシベルを超え周辺の事業者からも騒音に関する苦情が寄せられるほどの大音量で行われており、正当な組合活動とはいえないと考えていること等が記載されていた。

オ 5月20日、組合は、会社及び会社代理人に対し、会社が送付した抗議書（前記ウ）にする回答書及び5月13日の通知書（上記エ）に対する回答書を送付した。

同文書には、「動画の撮影についてですが、当労組はこれらの撮影等が、容易に個人を特定しうるプライバシー侵害に当たるとは考えておりません。また、このことは貴社が団体交渉の開催を拒否しうる正当な理由とはなり得ません。改めて次回団体交渉の候補日の提示を求めます。街頭宣伝行動ですが、あくまで労働組合としての正当な権利行使の範囲で行っております。貴社に対してのみ、ことさらに大きな音量で行っているという事実はなく、一部の例外を除き概ね同程度の音量での抗議活動を行っています。また、貴社の立地は大通りに面しており、街頭宣伝の際には、相当程度の音量が必要だと考えます。」などの記載が含まれていた。

カ 5月28日、会社代理人は、組合に対し「通知書」を送付した。

同文書には、「すでに5月13日付け通知書に記載したとおり、組合が会社の承諾なく撮影した一切の画像の削除及び同画像の公開をとめるよう要求するとともに、当該対応がない限り団体交渉の手続を進行させることはできないというものであるとのことです。」などの記載

が含まれていた。

キ 6月1日、組合は、会社及び会社代理人に対し、回答書を送付した。

同文書には、「既に説明の通り、当労組がブログやSNSなどに挙げている写真・動画は、個人の特特定が出来ないように加工してあり、プライバシーの侵害には当たりません。また、それらの発信は労働組合の正当な権利行使の一環として行っています。貴社が挙げた理由を以て、当労組からの要求事項に一切回答できない正当な理由とはなり得ません。」などの記載が含まれていた。

ク 組合は、6月11日に質問状、12日に抗議書、23日に通告書、7月8日に抗議書を会社及び会社代理人に対して送付した。

同文書には、「貴社が削除を求めている動画・画像ですが、当労組としてはプライバシーにも十分に配慮し正当な組合活動の範囲内で行っていることは何度もお伝えしたとおりです。仮に削除を求めるならば、具体的にURLを挙げ、動画なら何秒から何秒、画像ならどの写真のどの部分がプライバシー侵害に当たると考えるか具体的に特定することを求めます。」などの記載が含まれていた。

ケ 6月19日、会社は、B1社長の名義で、組合宛ての通知書1通を組合事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 5）。

同文書には、「令和2年4月8日（水）の団体交渉で“隠し撮り”を行ったことについて繰り返し謝罪を求めてきたが、未だに謝罪が無い、先ずは謝罪せよ!」、「5ちゃんねるの“ふざけた差別用語の数々”は絶対に許さない。」、「自らの頭の蠅（内紛）も追えず、誰の利益を代行してもいないのに自粛ケイサツまがいのバカげた行動を繰り返している」などの記載が含まれていた。

また、同文書にはマウスシールドに関する会社の見解を記載した文書などが同封されていた。

コ 6月19日、会社代理人は、同日付けで組合宛てに通知書を送付した。

同文書には、組合が撮影した画像の削除及び公開の停止を行わない限り団体交渉の手続を進行させることができないこと、組合が通告した会社に対する大規模な直接抗議行動に対し、違法な活動が行われる

場合には法的措置を検討することなどの記載が含まれていた。

また、会社代理人は、6月26日付けで、同月23日付「通告書」に対する回答の通知書を送付した。

同文書には、組合が撮影した画像の削除及び公開の停止を実行した上で、これらについて謝罪し、二度と同様の行為を行わないことを約束するのであれば、速やかに団体交渉に応じる用意があることなどの記載が含まれていた。

サ 6月24日、会社は、B1社長の名義で、C4組合及びC6事務局長宛ての同内容の通知書2通をC4組合事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 6）。

同文書には「貴会傘下、X1組合（代表者 執行委員長A1氏）がかなり“ことを焦り”以下の不法行為等を繰り返している。上部団体会長の貴殿が承知の上でやらせているのではないか。下の者は“都合の良いことだけを報告するもの。”ことの是非を調べ、判断頂きたい」などの記載が含まれていた。

また、同文書にはマウスシールドに関する会社の見解を記載した文書などが同封されていた。

シ 7月3日、会社は、B1社長の名義で、C4組合宛ての通知書1通を同事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 7）。

同文書には「貴会傘下のX1組合（執行委員長A1氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体の会長である貴殿に責任を問う。」「令和2年4月8日（水）の団体交渉で当社に無断で“隠し撮り”を行い、且つネットに動画を公開した件については、繰り返し謝罪を求めているが、“ナシのつぶて”である。」「当社だけでなく、あちこちで平然と同じことを繰り返し、それで通ると錯覚しているな、“悪いクセ”だ。」「令和2年6月25日（木）の街宣活動は“100名規模の直接交渉”と通告書で、ご丁寧にならして頂いたが、ふたを開ければ38名参加。“同業者（手下）”の集まりではないか。

（日当の支払い大変だったな）」「街宣中、敷地内に立ち入る者に注意をしたら、大声を出し詰め寄る。バカの見本！ これも証拠の積

み重ね。」、「当日参加のC7組合。店長への暴行で逮捕。しかも公安の手で!! お前たちは“過激派“(C8支部では、マル暴による逮捕者97名)の対象リスト者だったのか。犯罪行為が常態化している集団と云わざるを得ない。」、「要するに、団交だ労働審判だと云い立てるのは、脅し上げて、和解(解決金)目当ての方便であり“本心”は、ほとんど“形式”だけということが暴露された。」、「同じ狭い事務所にいながら、実態を詳しく知らないのでは? 池袋の穴蔵にこもこもっていても、分からないぞ。オイ!!」、「当社前での大音量の業務妨害行為について、威力業務妨害罪として告訴する証拠の積み増しをしている、覚悟しておくことだ。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、マウスシールドに関する会社の見解を記載した文書などが同封されていた。

ス 7月14日、会社は、B1社長の名義で、C4組合及び組合宛ての同内容の文書をA7書記次長、C4組合及びC6事務局長宛ての封筒にて組合事務所へ1通、C4組合事務所へ2通送付した(別紙一覧表1文書No.8)。

同文書には、「貴会傘下X1組合(執行委員長A1氏)が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でA1氏を育て上げた指導監督的な立場のC5会長の指示ではないのか責任を問う。」、「マスク警察が、この“体たらく”お前たちは恥知らずのクズだ!!」、「“透明マスク”が、熱中症対策の咳エチケットとしてマスコミ等にも効果を注目され、都知事選候補、野党党首等も利用するようになったら、店仕舞いするのか。和解金目当ての計画的暴走と断じて文句は言えまい。(お得意の嫌がらせ)」、「それにしてもよく内紛、分裂と戦線離脱が続くな。」、「X1組合から内部分裂し旗揚げをしたC9組合の情報によれば、あのマル暴に大量検挙されたC8支部からX1組合はカンパを受け返礼としてカンパも行う深い関係にあるとのこと。」、「C10氏以外にも元女性メンバーのC11氏が内紛、分裂の内部情報をどんどん発信していると聞いている。」、「その他のネット情報(C5会長ご存じデスカ?)」、「アロハの不

倫情報」、「“62億ってどんنادよ、C12首相のお宅拝見ツアー”」、
「A1氏自身も参加しており、多くの逮捕者を出すこととなった。下
品なことをするものだ、なんでもありか？（下司め！）」、「そう云
えば、公安、マル暴による逮捕、新左翼崩れ、これも伝統だった
な。」、「C7組合（統一行動日に参加していたな）のメンバー公安
に逮捕とは？！（公安ネ、そうだったのか。）」、「〇〇〇〇の“C
13氏”は、会社を辞め組合専従職員を目指し、A1氏から30万円稼ぐ
ために、毎月150万円の和解をまとめる必要がある（和解屋の育て方）
とフルコミッションの悪徳商法まがいの指南を強制されていたと？」、
「シンボルマークに利用された“C13”は、今どうしているのだろうか」、
「パワハラで追い出したのか？（もう用済みだものナ）」、
「大切な参加組合員に対し、C5会長は『泥棒』『犯罪者』『バカだ
ろ』『なめんじゃねえぞ』『お前ちゃんと落とし前つけさせるからな』
などヤクザまがいの言葉を捲し立て恫喝したらしいな。」、「しかも
最後は、茨城のユニオンが管理する組合費150万円を回収する為に、発
言を撤回し謝罪するという情けない結末。」、「そもそも茨城のユニ
オンは“C14組合からの脱退”を申し出てC5会長から拒否されたこ
とが発端だとか。（ヤクザ並）」、「内部分裂、戦線離脱は“お家芸”
なのだから、脱退は自由に認めるべきではないのか。」、「それとも
組合員が辞めても、企業を脅すため、退会してもネタに使うために
“幽霊組合員”として抱えることも“伝統（十八番）”のひとつなの
か。」などと記載してあった。

また、同文書には、組合の街宣活動に関する画像などが同封されて
いた。

セ 7月22日、会社は、B1社長の名義で、組合員A10（以下「A10」
という。）、C4組合及び組合宛ての同内容の文書を、組合、A10、
A7書記次長及びC4組合宛ての封筒にて、組合事務所へ3通、C4
組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No.9）。

同文書には、「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）が不
法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所

でありながらC5会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」「街宣活動に当事者のA2・A8を暫く見掛けないが、まだ組織に居るのか?」「もう裁判ではつきりさせるしかないではないか。」「あの下品な“C12邸お宅拝見ツアー”からもう12年か。懐かしいだろう。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動に関する画像などが同封されていた。

ソ 7月30日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、組合、A7書記次長、A10及び組合員A11（以下「A11」という。）宛ての同内容の文書をC4組合、組合、A7書記次長、A10及びA11宛ての封筒にて、組合事務所へ4通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No.10）。

同文書には「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながらC5会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。当社は、X1組合による不法行為の数々を決して許さない。民事、刑事を問わずに徹底して追及する。覚悟することだ。」「当日演説を行ったA10、お前も告訴対象の一人にしたよ。」「コス辛いA1に煽てられ街宣を主宰、ガナリ立て・・・バカ丸出しで。」「オイA10、やけに元気そうだが、パチンコ屋に出かけたり一杯やりにいったりすると問題だぞ！世間にはときどきいるからな気をつけることだ。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動やマウスシールドに関する文書などが同封されていた。

(2) 8月5日付団体交渉申入れ

ア 8月5日、組合は、会社及び会社代理人に対して「ご連絡」を送付し、改めて4月30日及び5月11日に申し入れた団体交渉の開催を求めた。

同文書には、「現在、当労組は貴社に対し8月11日（火）正午を限りに、団体交渉の応諾に係る返答を求めています。回答には、具体的

な団体交渉の候補日を複数含めた上、誠実な交渉を求めます。なお、貴社は当労組に動画の削除を求めましたが、お伝えしているとおおり、動画は既にアップロードされていません。もしも、削除に漏れがあった場合、削除を希望される個所を、URLやその動画の何分何秒から何分何秒までといった具体的に、具体的に特定下さい。また、当労組は団体交渉の内容や動画を今後とも無断でネットに公開する意思はありません。団体交渉を申し入れている事柄は、義務的交渉事項です。貴社に関しては1日も早く誠実に話し合いを行うべきであると考えています。」などの記載が含まれていた。

イ 8月17日、会社はB1社長の名義で、C4組合、組合、A7書記次長、A10及びA11宛ての同内容の文書を組合、C4組合、A7書記次長、A10及びA11宛ての封筒にて組合事務所へ4通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 11）。

同文書には、「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながらC5会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「そもそも反社（C8支部）に金を渡していいのか!」、「労働委員会での君等の不誠実行為が何よりの証拠だよ。労働者の為の大切な交渉の機会を、無断欠勤、遅刻、書類未提出により思いを踏みにじる行為は、まさに“漆黒のブラックユニオン”だな。」、「恥ずかしくないのか？ それとも、金の為なら恥をも捨てたのか。そういうことなら、少しは理解できるのだが・・・」、「オイA1、いつまで“実績報告の集団訴訟”による一攫千金を夢見ているのだ。いい加減に目を覚ませ!」、「僅かながら付いて来ている組合員も離れだすぞ！（得意の分裂）」などの記載が含まれていた。

また、同文書には「マスク警察の実態」と題する文書などが同封されていた。

ウ 8月21日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10及びA11宛ての同内容

の文書を組合、C 4 組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10 及び A 11宛ての封筒にて、組合事務所へ 5 通、C 4 組合事務所へ 1 通送付した（別紙一覧表 1 文書 No. 12）。

同文書には、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文においては「C 4 組合傘下の X 1 組合（執行委員長 A 1 氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながら C 5 会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「民事訴訟の更なる拡張（団交時の隠し撮りの肖像権侵害等）街宣を主宰した個人の追加提訴（A 1、A 6、A 7、A 10、A 11）を進める」、「オイ A 7、マスク批判をしながら自らはマスク無しか。トンカチ頭め!」、「アロハ、まだ着ているのか?（7 月 9 日現在の集合写真より）また、誰かに事務所に怒鳴り込まれないよう注意することだ。猛暑日続きだからな、無理するなよ!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動に関する画像などが同封されていた。

エ 9 月 5 日、組合は、会社及び会社代理人に対し、警告書を送付した。

同文書には、「現在、当労組は、貴社に対し複数の書面に掛かる回答を求めています。これまで貴社は幾度となく、何らの連絡もせず、当労組への回答を拒んでいます。」、「貴社は団体交渉の手続きを進められないと主張していますが、これは団体交渉を拒んでいるということに他なりません。不当労働行為を繰り返さず、適法な対応を求めます。」などの記載が含まれていた。

15 会社本社入口における文書掲示

8 月 31 日、組合が会社本社前で街宣活動を行っていた間、会社は、本社入口のガラス扉に、「インネン付けて 20%か」、「超安行動費でポイッ!」、「分裂内ゲバお家芸?」、「真面目に仕事しろ!」、「おい A 7! ネットで横着するな!」、「反社にカンパブラックユニオン」、「うるさいぞ! ブラックユニオン」、「半グレ→反社」、「東労委の約束を守り隠

し撮りを謝罪せよ」、「ネット公開謝罪しろ!」、「威力業務妨害!! 85
デシベル守れ!」などと印字された文書を掲示した（別紙一覧表1文書N
o. 13）（以下、掲示文書を「本件掲示文書」、掲示行為を「本件掲示行
為」という。）。

16 会社による文書送付等（2年9月以降）

会社は組合、組合員、C4組合及びC4組合の組合員に対し文書を送付
し（前記8、同11(4)、同14(1)ウケないしソ及び(2)イウ）、また、本件掲示
行為を行った（前記15）。

そして、会社は、9月以降も継続して組合、組合員、C4組合及びC4
組合の組合員宛ての文書を、組合事務所、C4組合事務所、組合員の自宅
及び組合員の勤務先に郵送又は持参投函の方法により送付した。

(1) 9月3日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、
A6副執行委員長、A7書記次長、A10及びA11宛ての同内容の文書を、
組合、C4組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10及びA11宛て
の封筒にて組合事務所へ5通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一
覧表1文書N o. 14）。

同文書には、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害
賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C4組
合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）が不法行為等を繰り返している
ことについて、上部団体会長、同じ事務所でありながらC5会長の“実
質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問
う。」、「【労働委員会“度重なる書類遅延・未提出、無断遅刻や前代
未聞の無断欠席”】」、「『前代未聞』と委員達も“ほとんど呆れてい
た”よ。」、「それで、今年度は“上から叱られ、労弁のお目付け役付
きなのか?」、「そもそも救済を申し立てた、“元従業員”は現在も存
在しているのか? 元従業員の“姿”は、一年以上も見かけてない
ぞ。」、「オイ、A1!」、「怒鳴り込んできた人に集合写真を見せた
らなんて云うかな?」、「アロハが“団結の証”なら他メンバーにも、
ナゼ着せない!」、「オイ、A7!」、「怒鳴り込んできた女房に集合
写真知られない様気を付けろ。」、「真面目にやれ! アホ!」、「オ

イ、A 6 !」、 「興奮していたようだが気温も高い 無理すると体に悪いぞ（ハナシモピントずれ）。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (2) 9月18日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合 C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11及び組合員A 12（以下「A 12」という。）宛ての同内容の文書を、C 4 組合、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11及びA 12宛ての封筒にて、組合事務所へ6通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 15）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下のX 1 組合（執行委員長A 1 氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながらC 5 会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「盗撮（隠し撮り）され、無断公開された日付入りの動画は、都労委に証拠として提出するからな、嘘つきめ！ 覚悟しておけ。」、「君等の云う“正当な活動”というときは“ウソ”ばかりじゃないか。」、「威力業務妨害の共犯として、民事、刑事の準備を着々と進めている覚悟しておけ。」、「防音工事代1,100万円すぐ払え!」、「オイ、A 1 !」、「手下にばかり、暑い中で街宣をさせないで、自分も行動しろ!」、「オイ、A 6 !」、「街宣演説、話もピントハズレ!」、「工事代も払え」、「とことん追求し続けてやるからな!」、「オイ、A 7 !」、「それでも書記長かオイ!!」、「帰って、A 1 に叱られたか?」などの記載が含まれていた。

- (3) 9月28日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11及びA 12宛ての同内容の文書を、組合、C 4 組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11及びA 12宛ての封筒にて、組合事務所へ6通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 16）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害

賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下の X 1 組合（執行委員長 A 1 氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながら C 5 会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「念のため指摘しておく。街宣車両の任意保険加入は確認しておけよ」、「被害者に迷惑を掛けるな、この前のようなことが、あるからな!」、「オイ、C 5!」、「『おとしまえ』!? 反社・やくざか? まともな者が使う言葉か! この反社気取り（悪いクセだ!）」、「（実態は反社だが・・・）」、「オイ、A 6!」、「街宣演説、話もピントはずレ!」、「工事代も払え」、「とことん追求し続けるからな」、「オイ、A 7!」、「“自粛ケイサツ気取りが” エリマキでゴマかすな! 真面目にやれ!」などの記載が含まれていた。

- (4) 10月9日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12及び組合員 A 13（以下「A 13」という。）宛ての同内容の文書を、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12及び A 13宛ての封筒にて、組合事務所へ7通、C 4 組合事務所へ2通送付した（別紙一覧表1文書No. 17）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下の X 1 組合（執行委員長 A 1 氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながら C 5 会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「街宣時には大声を張り上げているのだから“マスクくらいしろ” マスクケイサツが、この体たらく“お前たちは恥知らずだ!!”」、「オイ、A 1!」、「動画の削除も出来ないとは…」、「相変わらず杜撰な管理、呆れるよ!」、「オイ、C 5!」、「団交時の盗撮、削除と謝罪しろ!」、「防音工事代1,100万円すぐ払え!」、「指導しろ!!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (5) 10月16日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13及び「氏名不詳A」宛ての同内容の文書を、C 4 組合、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12及びA 13宛ての封筒にて、組合事務所へ7通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 18）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下のX 1 組合（執行委員長A 1 氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体会長、同じ事務所でありながらC 5 会長の“実質的な統制下”にあるにも関わらず、全く統制が取れていない責任を問う。」、「C 4 組合とX 1 組合は紛れもなく“一心同体・共同責任”、C 5 会長にも責任を取ってもらう。覚悟することだ!」、「オイ、C 5 !」、「A 1 とは代々木のビルで長年同居 追い出され、芝に仮住まいの際も一緒 現在の四谷にも仲良く引っ越し!」、「一心同体で実質的に支配下にあるA 1 を指導しろ!!!!」、「オイ、A 1 !」、「動画は削除したのか・・・部下の手前、頭は下げられないか?」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (6) 10月23日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13及び「氏名不詳A」宛ての同内容の文書を、C 4 組合、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12及びA 13宛ての封筒にて、組合事務所へ7通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 19）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下のX 1 組合（執行委員長A 1 氏）が不法行為等を繰り返している。上部団体会長として、長年に渡り、引っ越しをしても常に同じ事務所にいるC 5 会長と“一心同体で統制下”にあるにも関わらず、無関係を装

うことは、許されないぞ。」、「“ビクビクして泣き言”を云うなら例の二重取りの“労弁を使って告訴”をすればよい。」、「いつまでA2を利用していいのか！もう、一年近く見かけていないが。」、「オイ、A1!」、「A7は街宣活動で“マスクもせず”“忘れ物”はする。“デレデレ”もする。」、「オイ、青二才！忘れ物するな！今度発見したら四谷署警備課に届けるぞ!」、「オイ、C5！A1とは事務所を追い出されるときも引っ越しするときも“常に一緒”」、「一心同体で実質的に支配下にあるA1を指導しろ!!」、「トボケルナ！無関係は通らないぞ!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (7) 10月30日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、A12、A13及び「氏名不詳A」宛ての同内容の文書を、C4組合、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、A12及びA13宛ての封筒にて、組合事務所へ7通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No.20）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）は上部団体のC5会長と“一心同体で統制下”、無関係を装うことは、許されないぞ。」、「性懲りもなく、A7が“C8支部〇〇〇〇〇〇〇〇〇事件判決報告集会（クソ集まりに）”の参加報告をネットで公開しているな!」、「白髪爺と一緒に“暴力革命”でもやるのか、このアホが!」、「何をどうしようと云うのだ、このゴロツキ共!」、「A7を指導しろ!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (8) 11月6日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、A12、A13、「氏名不詳A」及び組合員A14（以下「A14」という。）宛ての同内容の文書を、C4組合、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、

A12、A13及びA14宛ての封筒にて、組合事務所へ8通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 21）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）は上部団体のC5会長と“一心同体で統制下”、無関係を装うことは、許されないぞ。」、「“C15を囲み”暴力革命を標榜する極左暴力集団・〇〇派と同じことをしている。」、「〇〇と同じ穴のムジナ（同類・お仲間）、バレたな!」、「A7は、図々しくマスクもせずに演説やビラ配り。トボケた奴だ!」、「オイ、C5！ 97名の逮捕者が出たC8支部を支援する“君等や〇〇派”のような反社、ゴロツキの類を脅迫するほど、当社は強くない。」、「一心同体で実質的に支配下にあるA1を指導しろ!!」、「オイ、A1!」、「“脅迫と抗議”の区別もつかないのか」、「事前に相談すれば、教えるぞ!」などの記載が含まれていた。

- (9) 11月13日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、A12、A13、「氏名不詳A」及びA14宛ての同内容の文書を、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A10、A11、A12、A13及びA14宛ての封筒にて、組合事務所へ8通、C4組合事務所へ2通送付した（別紙一覧表1文書No. 22）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C4組合傘下のX1組合（執行委員長A1氏）は上部団体のC5会長と“一心同体で統制下”、無関係を装うことは、許されないぞ。」、「“北朝鮮の核開発を支持する”反社へ繰り返し送金（カンパ）。」、「オイ、A1!」、「盗撮の謝罪もせずに、団交の要求とは剥がれかけた“化けの皮”も分厚いな!」、「オイ、落とし前のC5!“ヤクザまがい”のオトシマエが口癖か?“C15（〇〇）とお車代”がお気に入りか!」、「一心同体で実質的に支配下にあるA1を指導しろ!!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合員が警察官と会話をする場面の画像などが同封されていた。

- (10) 11月20日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13、「氏名不詳A」及びA 14宛ての同内容の文書を、C 4 組合、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13及びA 14宛ての封筒にて、組合事務所へ8通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 23）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下のX 1 組合（執行委員長A 1 氏）は上部団体のC 5 会長と“一心同体で統制下”、無関係を装うことは、許されないぞ。」、「“北朝鮮の核開発を支持する”反社へ6回も送金（カンパ。）」、「事務所にタガネを投げられるとは、随分だな！ 得意の内ゲバか？ C 5 も組織の後継者として、用心することだな！」、「オイ、C 5 !」、「事務所に“タガネ20本”を投げ込まれる。また内部分裂か？ 用心することだな！」、「一心同体で実質的に支配下にあるA 1 を指導しろ!!」、「オイ、A 1 !」、「このところ“稼ぎ”が無いらしいな」、「焦るなよ、ミスするぞ!」、「威力業務妨害（ガナリ立て）恐カツ!」、「C 15 (〇〇) の弟子らしいな。」などの記載が含まれていた。

- (11) 11月27日、会社は、B 1 社長の名義で、C 4 組合、C 6 事務局長、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13、「氏名不詳A」及びA 14宛ての同内容の文書を、C 4 組合、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 10、A 11、A 12、A 13及びA 14宛ての封筒にて、組合事務所へ8通、C 4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 24）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「C 4 組合傘下のX 1 組合（執行委員長A 1 氏）は上部団体のC 5 会長と“一心同体で統制下”、無関係を装うことは、許されないぞ。」、「オイ、A

1！ “頑なに・虚しい闘い！” また分裂するぞ！ 内部対立は、お家芸だからな。」、「オイ、C 5！ 傘下のA 1に北朝鮮支持のC 8支部に何度もカンパさせC 15（〇〇）へのご機嫌取りか？」、「一心同体で実質的に支配下にあるA 1を指導しろ!!」、「オイ、A 1!」、「このところ“稼ぎ”が無いらしいな」、「焦るなよ、ミスするぞ!」、「威力業務妨害（ガナリ立て）恐カツ!」、「C 15（〇〇）の弟子らしいな。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合員が警察官と会話をする場面の画像などが同封されていた。

- (12) 12月4日、会社は、B 1社長の名義で、C 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長、A 7書記次長、A 12、A 13及びA 14宛ての同内容の文書を、C 4組合、組合、A 6副執行委員長、A 7書記次長、A 12、A 13及びA 14宛ての封筒にて、組合事務所へ6通、C 4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 25）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「オイ、A 1！ お前のやっていることは“非弁”行為だ。」、「どこかで話があればタネにして、ハイエナのように集まってくる。」、「労働運動、労働者保護とは名ばかりの不法行為（都条例違反の大音量街宣、虚偽の流布で名誉棄損等）“恐カツ”を繰り返す、“和解金屋”だ!」、「まるでゴロツキではないか。“証拠・証言”もあるぞ!」、「わが国では労基、都労委、日弁連、裁判所が十分に機能している。お前たち如きが出しゃばるんじゃない!」などの記載が含まれていた。

また、同封されていた組合員の画像には「ポーズをとるんじゃないアホ面!」、「カメラに手を振るなこのアパ面!」などの記載が含まれていた。

- (13) 12月11日、会社は、B 1社長の名義で、C 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長、A 7書記次長及びA 12宛ての同内容の文書を、C 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長、A 7書記次長及びA 12宛ての封筒にて、組合事務所へ4通、C 4組合事務所へ2通送付し

た（別紙一覧表1文書No. 26の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「オイ、A1！ お前のやっていることは企業の脅し上げ“恐カツ”と組合員からの搾取“非弁”行為だ。（組合員に内緒の別途解決金もあったな）」、「商売（メシのタネ）だから、組合員の和解金から20%の拠出金搾取。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (14) 12月11日、会社は、B1社長の名義で、組合員A12宛ての上記(13)とは別の文書をA12の自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 26の2）。

同文書には、「オイ、A12！ お前は“当社とは何ら関係が無い”！」、「お前はC16会の運転手だろう！“自分の解雇問題に専念”しろ！」、「自宅で、おとなしく猫でも可愛がってあげればいいのだ！」、「貴君は、4年前の和解で、X1組合に20%の拠出金を払ったと聞く。」、「“規約”に記載の拠出金20%は完全に“違法行為、真っ黒”！」、「規約は無視して構わないのだよ。」、「貴君が争う、不当解雇問題が解決したら“また、拠出金を取られる”」、「拠出金は払う必要の無いお金。“最高裁で判決”も出ている。」、「A1に話、前の分も“返して貰えるはず！ 金額は気持ちで良いもの！」、「A1は今迄に何人にも『失業保険を貰いながら修行しろ』と云い、安くこき使い“鉄砲玉”にし、意見対立したら“お払い箱”にしてきたと聞く。」、「貴君が、この件をA1に報告するかどうかは、判断に任せる。」などの記載が含まれていた。

なお、A12は会社に対して自宅の住所や勤務先を明らかにしていなかった。

- (15) 12月18日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及び組合員A15（以下「A15」という。）宛ての同内容の文書を、C4組合、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA15宛ての封筒にて、組合事務所へ5通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 27）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「君等は、“労働運動標ぼうゴロ”だ!?’、「C15が逮捕され、最高裁で“反社”認定されたのだ!」、「A1は『損害賠償請求されても“和解金の引き出し手数料』と云って憚らないらしいがな！（フテぶてしい奴だ!!）」、「オイ、A1!」、「調子に乗って“非弁”行為を暴力的にやっていると“C15の二の舞”分かっているのか!」、「懲役二年！ 罰金三百万円!」、「ゆすり、たかりの集団！（みんな離反）（社会経験、協調性が皆無の集団だから・・・）孤立する宿命、専従3名の現実!」などの記載が含まれていた。

また、同封されていた組合の街宣活動の画像には「ア・パ面晒すな！世間に失礼だぞ、マスクで顔を隠せ!」などの記載が含まれていた。

- (16) 12月25日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA15宛ての同内容の文書を、組合、C4組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA15宛ての封筒にて、組合事務所へ5通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 28）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「弁護士法違反の“非弁”行為!」、「C8支部、“反社”認定！（親密な関係、カンパのやりとり）」、「A1語録の数々」、「“街宣で揺さぶれば、おれるでしょう”（C15（〇〇）師匠に教わったのか?）」、「“生活保護を受けているから、残業代を支払う必要はない（労基法守れ!）」

「“専従として月に30万円稼ぐためには、150万円の和解をさせなければならない”（目的は“カネ”、企業の脅し上げ、C15（〇〇）の指南か?）」、「“企業にダメージを与えなければ、云うことを聞いてくれない”（恐カツ）」、「一人、また一人と離散していく、分裂の歴史!?’（専従3人という寒い現実。）」、「ヤクザに見える方々からもクレーム」、「大きなトラブルに発展する可能性も」、「オイ、A1!」、「A16前委員長を“昼食代（500円程度）を経費処理した件を追求し、追

い出したらしいな!」、 「社会経験がアルバイトのみの“玉ねぎ頭”で
キイキイやっても分裂、孤立の繰り返しだろう!」、 「師匠の二番煎じ
の“脅し（恐カツ）”じゃ効果も無いか!?’」などの記載が含まれていた。

また、同封されていた、組合の街宣活動に関する画像には「ア・パ面
晒すな!世間に失礼だぞ、マスクで顔を隠せ!」、 「A7、警察に驚き、
ア・パ面になる!?’」、 「A7、警察官増員（3名）、焦ってア・パ面!?’」
などの記載が含まれていた。

- (17) 3年1月8日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、
組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA15宛ての同内容の
文書を、C4組合C5、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7
書記次長、A12、A15宛ての封筒にて、組合事務所へ5通、C4組合事
務所へ2通送付した（別紙一覧表1文書No.29）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害
賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「当社は、
刑事、民事を問わず徹底して闘い、お前達の悪事を明らかにするつもり
だ!年明け早々、油断せずに覚悟しておくことだ!」、 「オイ、A
1!」、 「毎年2,500万?（恐カツ・脅し上げ・20%）稼がないと、やっ
ていけないのだろう。」、 「専従幹部は毎日、往復タクシー通勤?な
けなしの金から、組合費を納めるものは浮かばれないな。」、 「ヤクザ
に見える方々からもクレーム」、 「大きなトラブルに発展する可能性
も」、 「オイ、“玉ねぎ頭”真実など関係ないと誤ったネット情報でガ
ナリ立て!この恥知らずが!勉強しろ!」、 「“C15の二の舞”地
獄の底へ真逆様!本当のノータリン女!!だ」、 「オイ、A1!」、
「ゆすり、たかりの集団!（みんな離反、孤立）小さなことも大ゴト
に!恐カツの“プロ集団”!」などの記載が含まれていた。

また、同封されていた組合員の街宣活動の画像には「ア・パ面晒す
な!世間に失礼だぞ、マスクで顔を隠せ!」などの記載が含まれていた。

- (18) 1月15日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組
合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA15宛ての同内容の文
書を、C4組合、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12及びA

15宛ての封筒にて、組合事務所へ5通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 30の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「お前達“恐カツ屋”の出る幕などない！ 裁判でハッキリさせればよい。」、「“誤った情報を大音量でガナリ立てる”街宣活動は意味が無い。」、「違法街宣は、東京地裁で損害倍書請求の裁判中」、「何年かかっても闘うつもりだ。随時追加訴訟の準備中だ。」、「ヤクザに見える方々からもクレーム」、「大きなトラブルに発展する可能性も」、「オイ、A1！」、「C15（〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇）身動き取れず！」、「実刑32名、控訴中10名、公判中多数（本日現在）さあ、大変だ！」、「お前達も行き先は同じ！ “一網打尽”の日は近い！ 気を付けることだ!?!」、「“労組を装う恐カツ集団”社会の敵だ！」、「オイ、A1！」、「ゆすり、たかりの集団！（みんな離反・孤立）C17会社（大手）のネタで皮算用か？」、「オイ、A1！」、「オイ、街宣連続参加中のA12はどうした？ 使い捨てにされるのが嫌になったか？」、「オイ、“玉ネギ頭”（剥いても、剥いても、中身のない）この恥知らずが！ 勉強しろ！」などの記載が含まれていた。

また、同封されていた組合員の街宣活動に関する画像には「ア・パ面晒すな！ 世間に失礼だぞ、マスクで顔を隠せ！」などの記載が含まれていた。

(19) 1月15日、会社は、B1社長の名義で、A15及び組合員A17（以下「A17」という。）宛ての文書を同人らの自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 30の2）。

ア A15宛ての文書には、「君は、“当社とは何ら関係が無い”」、「君は、C18会社の従業員だろ！ “自分の解雇問題に専念”せよ！」、「X1組合に非難されるイワレは何一つ無い！ 組合に利用されているのだ！」、「A1は単なる“恐カツ屋”！ “脅すネタ”は何でもイイんだ！」、「いい加減、反省しろ！ このウストラ“トンカチ”!!」などの記載が含まれていた。

なお、A15は、会社に対して自宅の住所や勤務先を明らかにしていなかった。

イ A17宛ての文書には、「君は、“当社とは何ら関係が無い”」、「君は、C19会社の従業員だろ！“自分の解雇問題に専念”することだ！」、「X1組合に非難されるイワレは何一つ無い！組合に利用されているのだ！」、「A1は単なる“恐カツ屋”！“脅すネタ”は何でもイイんだ！」、「令和3年1月8日（金）の“子供連れの写真を記念に添付”する。（これは隠し撮りではなく、防犯カメラの映像だ！）」などの記載が含まれていた。

なお、A17は、会社に対して自宅の住所や勤務先を明らかにしていなかった。

(20) 1月22日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12、A15、組合員A18（以下「A18」という。）及びA19（以下「A19」という。）宛ての同内容の文書を、C4組合、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A12、A15、A19及びA18宛ての封筒にて、組合事務所へ7通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 31の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「オイ、A1！」、「止めても、部下は勝手にやっている！」、「“統制”が効いていないぞ！」、「大手の開発中か!? 頑張れ！新規の“ネタ”探さないとな!!」と記載されていた。

また、同文書には、組合の街宣活動に関する画像などが同封され、画像には「ア・パ面晒すな！世間に失礼だぞ、マスクで顔を隠せ！」などの記載が含まれていた。

(21) 1月22日、会社は、B1社長の名義で、A15及び組合員A20（以下「A20」という。）宛ての文書を同人らの自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 31の2）。

ア A15宛ての文書には、「君は、“当社とは何ら関係が無い”」、「君は、C18会社の従業員だろ！“自分の解雇問題に専念”せよ！」、

「このボケ、何様だ！ 調子に乗るな！」、「折角モグリ込んだタクシー会社、首にならぬ様、気をつけることだ！」、「いい加減、反省しろ！ このウストラ“トンカチ2本”!!」などの記載が含まれていた。

なお、A15は、会社に対して自宅の住所や勤務先を明らかにしていなかった。

イ A20宛ての文書には、「君は、“当社とは何ら関係が無い”」、「君は、以前、専従だったのではないか？（A1 腰巾着）」、「今はフリーターか、組合（ユニオン）マニアか!? 迷惑千万!!」、「個人の趣味なら他へ行ってやれ!」、「X1 組合に非難される謂れは何一つ無い！ 組合に利用されているのだ!」、「A1 は単なる“恐カツ屋”！ 嘘八百並べ立て“脅すネタ”は何でもイイんだ!」、「威力業務妨害の刑事罰も覚悟することだ。（立っているだけで共同正犯）」などの記載が含まれていた。

なお、A20は、会社に対して自宅の住所や職業を明らかにしていなかった。

(22) 2月3日、会社は、B1 社長の名義で、A20、A12及びA15宛ての文書をA20ら3名の自宅に送付した（別紙一覧表1 文書No. 32）。

A20ら3名宛ての同内容の文書には、「貴君も、X1 組合が記者会見（令和3年1月27日（水））を行った件は聞いていることだろう。※内容は、参考までに“同封した手紙の事実を一切隠し”。」、「X1 組合は記者会見で、相変わらず“嘘八百”を並べ立てている。」、「貴君には、理解をして貰えば、それでいい。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、1月29日付けでC4 組合らに宛てた抗議書が同封されていた。

(23) 2月5日、会社は、B1 社長の名義で、C4 組合、C6 事務局長、組合、A6 副執行委員長及びA7 書記次長宛ての同内容の抗議書を、組合宛ての封筒にて、組合事務所へ3通、C4 組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1 文書No. 33）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には、組合の

「大音量」での街宣活動や団体交渉時の「隠し撮り」やSNSへのアップロード行為に対する謝罪の要求に加え、「オイ、A1!」、「正体バレバレ!」、「だから“玉ネギ頭”と云われる。皮ばかりで中身が無い!」、「止めても、やつは勝手にやっている!“統制”が効いていないぞ!」、「当社ビルに出入りする営業マンにしつこくビラを渡す、つきまとい!」、「歌舞伎町で、つきまといとは! いい度胸だ! 警察に突き出すぞ!」、「非常事態宣言下でのビラ配り!」、「みんな距離を取り、歩いているのに!」、「見ていないとマスクもしない!」、「大声で飛沫を飛ばし通行人に嫌がられているぞ!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (24) 2月12日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長及びA7書記次長宛ての同内容の抗議書を、組合宛ての封筒にて、組合事務所へ3通、C4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No.34の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には組合の「大音量」での街宣活動や団体交渉時の「隠し撮り」やSNSへのアップロード行為に対する謝罪の要求に加え、「正体バレバレ!」、「だから“玉ネギ頭”と云われる。皮ばかりで中身が無い!」、「当社ビルに出入りする営業マンにしつこくビラを渡す、つきまとい!」、「歌舞伎町で、つきまといとは! いい度胸だ! 警察に突き出すぞ!」、「オイ、A1!」、「君等は〇〇（C8支部）の別動隊と暴露された!」、「止めても、やつは勝手にやっている!“統制”が効いていないぞ!」、「非常事態宣言下でのビラ配り!」、「みんな距離を取り、歩いているのに!」、「見ていないとマスクもしない!」、「大声で“つば”を飛ばし通行人に嫌がられているぞ!」、「オイ、A7!」、「お前のマスク無し! みんな嫌がっているぞ!」、「せまい車内で、同乗! 云われなだけで!」、「参加者どんどん減ってくる 気づかないのかアホタレ!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、「極左暴力集団〇[㊦]（「暴」を〇で囲んだ表記。）の輪」と称する文書や組合の街宣活動の画像などが同封されていた。

- (25) 2月12日、会社は、B 1社長の名義で、組合代理人宛ての文書を同代理人の事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 34の2）。

同文書には、「ところで、例のC 20組合の二重取り問題。」、「労組が懲戒請求を起こしていましたが、その後、どうなったのでしょうか。」、「当社に対しては、“説明責任”があるはず。」、「当社関係のA 5、A 2裁判などで代理人を務めているので」、「彼等はウソつきなので真実を報告していない可能性がある。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、2月12日付けのC 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長及びA 7書記次長宛ての「抗議書」が同封されていた。

- (26) 2月16日、会社は、B 1社長の名義で、C 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長及びA 7書記次長宛ての抗議書を、C 4組合、組合、A 6副執行委員長及びA 7書記次長宛ての封筒にて、組合事務所へ3通、C 4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 35の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「“デタラメの錯覚や悪意を利用したの騒ぎは”又、大恥をかくぞ!」、「この恥知らずが! 頭が悪いぞ!」などの記載が含まれていた。

- (27) 2月16日、会社は、B 9次長（以下「B 9次長」という。）の名義で、会社の従業員である組合員A 21（以下「A 21」という。）宛ての文書を、同人の自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 35の2）。

同文書には、「今回、A 21君に対してコロナ支援の支払い（約400名が該当）が遅れたのは、コロナの件とは別の理由です。」、「顧客や同僚の合計16名から“安全確保や勤務態度”などに関するクレームがあり、一緒に働きたくないなどの理由で、配置できる現場が少なくなっていたからです。」、「また、A 21君が勘違いをしていたと思われる、健康診断、労働条件通知書の件は、コピーを自宅に郵送しましたので、確認をしてくれていますね。内容は君の勘違いです。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、「最高裁決定」、「ユニオンの“拠出金”（手数料）は支払う必要無し」などと記載された文書が同封されていた。

- (28) 2月19日、会社は、B 1社長の名義で、組合代理人宛ての文書を同代理人の事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 36）。

同文書には、「ところで、例のC 20組合の二重取り問題。」、「労組が懲戒請求を起こしていましたが、その後、どうなったのでしょうか。」、「当社に対しては、“説明責任”があるはず。」、「当社関係のA 5、A 2裁判などで代理人を務めているので」、「彼等はウソつきなので真実を報告していない可能性がある。」などの記載が含まれていた。

また、19日付けの組合、A 6副執行委員長、A 7書記次長、C 4組合宛ての抗議書が同封されていた。

- (29) 2月22日、会社は、B 1社長の名義で、A 18宛ての文書を同人の自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 37）。

同文書には、「オイ、演説マニアのA 18!」、「“当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、「“お前に云われる謂れは無い”当社は皆、腹を立てている。」、「“何の権利があるのか”自宅に行くので、会って話がしたい!」、「トンチンカンな出鱈目演説に、自己陶醉!」、「C 21会社でも一席ぶっているらしいが、恥かくぞ!」、「滑稽な“猿回しのサル”か!」などの記載が含まれていた。

なお、A 18は、会社に対して自宅の住所を明らかにしていなかった。

- (30) 2月26日、会社は、B 1社長の名義で、C 4組合、C 6事務局長、組合、A 6副執行委員長及びA 7書記次長宛ての同内容の文書を組合事務所へ3通、C 4組合事務所へ1通送付した（別紙一覧表1文書No. 38の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「君等が郵送してきた令和2年2月21日付“嚴重抗議兼団体交渉申し入れ書”に関して、以下の謝罪を行わなければ、信頼関係は既に崩壊しており、団交には応じられない。」、「話をややこしくした原因は君等の“大音量のウソ街宣”と“団交の隠し撮り”であることを忘れたのか! 手紙を

送られたら困るのか！」などの記載が含まれていた。

(31) 2月26日、会社は、B1社長の名義で、A18及びA13宛ての文書を同人らの自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 38の2）。

ア A18宛ての文書には、「オイ、A18!」、「A7のマスク無し、ハッキリ注意した方がいいぞ!」、「狭い車内でコロナがウツルぞ!」、「重症化したら、大変だ!」、「オイ、演説マニアのA18!」、「“当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、「“お前に云われる謂れは無い”当社は皆、腹を立てている。」、「“何の権利があるのか”自宅に行くので、会って話がしたい!」、「トンチンカンな出鱈目演説に、自己陶醉!」、「C21会社でも一席ぶっているらしいが、恥かくぞ!」、「滑稽な“猿回しのサル”か!」、「当社と何ら関係の無いお前が、不法街宣を続けるならば“清掃会社の社長”に“従業員の監督責任”を求めるぞ!」などの記載が含まれていた。

なお、A18は、会社に対して職業を明らかにしていなかった。

イ A13宛ての文書には、「オイ、トラック野郎のA13!」、「オイ、雲助“当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、「“お前に云われる謂れは無い”当社は皆、腹に据えかねている。」、「“お前は何様だ”近々自宅に行くので、会って話を聞きたい!」、「そもそも、腰を痛めるというのは、肥満が原因！（糖尿か?）」などの記載が含まれていた。

なお、A13は、会社に対して自宅の住所や職業を明らかにしていなかった。

(32) 3月1日、会社は、B1社長の名義で、A20、A13及びA18宛ての文書を同人らの自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 39）。

ア A18宛ての文書には、「オイ、A18!」、「A7のマスク無し、ハッキリ注意した方がいいぞ!」、「狭い車内でコロナがウツルぞ!」、「ワクチン接種前に重症化したら大変だぞ!」、「オイ、演説マニアのA18!」、「お前の家に行くと言ったのは“抗議しに行く”ということだ!」、「突然会社に現れ、アポも無く社長に逢いたい“ふざけた野郎だ”!」、「だから、つまみ出されるんだ! 今度は警察に突

き出すぞ！」、「“当社に何も関係ない” のに出しゃばるな！」、「
「“お前に云われる謂れは無い” 当社は皆、腹を立てている。」、
「組合活動にやり過ぎると寝不足で〇〇〇〇〇〇ビルでの清掃のアルバイトに影響でるぞ！ 清掃会社の社長にも抗議する。」、「ウソの街宣内容」、「85デシベルを超える大音量。（罰金20万円）」、「以上2点は、威力業務妨害であり、参加する者は共同正犯になる。（証拠の積み重ね中！）」、「“〇〇の輪” を同封する。」、「君等は〇〇と一体と云うことが証明された。公安も目を付けている！」、「ユニオンの“拠出金”（手数料）は支払う必要無し」、「ユニオンへの拠出金は“違法（非弁行為）”。（X1組合は20%）」、「支払う必要の無いもの。“最高裁の決定” が出ている。」、「弁護士法72条違反（懲役2年又は罰金300万円）」などの記載が含まれていた。

イ A13宛ての文書には、「オイ、A13！」、「A7のマスク無し、ハッキリ注意した方がいいぞ！」、「狭い車内でコロナがうつるぞ！」、「ワクチン接種前に重症化したら大変だぞ！」、「オイ、トラック野郎のA13！」、「オイ、雲助“当社に何も関係ない” のに出しゃばるな！」、「“お前に云われる謂れは無い” 当社は皆、腹に据えかねている。」、「“お前は何様だ” 近々自宅に行くので、会って話を聞きたい！」、「そもそも、腰を痛めるというのは、肥満が原因！（糖尿か?）」、「当社が“違法” だと云っているのは①ウソの街宣内容。②85デシベルを超える大音量。（罰金20万円）」、「以上2点は、威力業務妨害であり、参加する者は共同正犯になる。（証拠の積み重ね中!）」、「君等は〇〇と一体と云うことが証明された。公安も目を付けている！」などの記載が含まれていた。

ウ A20宛ての文書には、「オイ、フォトジャーナのA20！」、「“当社に何も関係ない” のに出しゃばるな！」、「“何の権利があるのか” 自宅に行くので、会って意見がしたい！」、「“お前に云われる謂れは無い” 当社は皆、腹を立てている！」、「A1の腰巾着らしいな！」、「“例のユニオン内部分裂裁判” ひょっとして“組織の丸抱え” か？ その点数稼ぎで、街宣活動に参加しているのか！」、「何

も知らないくせに、出しゃばるな!」、 「①ウソの街宣内容。②85デシベルを超える大音量。（罰金20万円）」、「以上2点は、威力業務妨害であり、参加する者は共同正犯になる。（証拠の積み重ね中!）」、「君等は〇〇と一体と云うことが証明された。公安も目を付けている!」などの記載が含まれていた。

- (33) 3月5日、会社は、B1社長の名義で、C4組合、C6事務局長、組合、A6副執行委員長及びA7書記次長宛ての同内容の抗議書（確認書）を組合事務所へ3通、C4組合事務所へ2通送付した（別紙一覧表1文書No.40の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には「君等は、現在の当社前で“事実と違う虚偽の流布”を続けている。」、「当社が示す“事実”に反論もせず、“事実と違う虚偽の流布”を行うことは意図的な業務妨害であり、威力業務妨害で刑事告訴の対象となる。いま、証拠の積み上げ中、覚悟することだ!」などの記載が含まれていた。

- (34) 3月5日、会社は、B1社長の名義で、組合代理人宛ての文書を同代理人の事務所に送付した（別紙一覧表1文書No.40の2）。

同文書には、「ところで、例のC20組合の二重取り問題。」、「労組が懲戒請求を起こしていましたが、その後、どうなったのでしょうか。」、「当社に対しては、“説明責任”があるはず。」、「当社関係のA5、A2裁判などで代理人を務めているので」、「彼等はウソつきなので真実を報告していない可能性がある。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、3月5日付けのA1執行委員長、A6副執行委員長、A7書記次長、C4組合C5会長、C6事務局長宛ての抗議書が同封されていた。

- (35) 3月12日、会社は、B1社長の名義で、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A18、A13及び組合員A22（以下「A22」という。）宛ての同内容の抗議書（確認書）を、組合事務所へ3通送付した（別紙一覧表1文書No.41の1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害

賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には、組合との団体交渉の条件の提示、組合による街宣活動の内容に対する反論に関する記載に加え、「オイ、A 1・A 7ブラック企業の対策は、労基署、労働審判、裁判所もあり、弁護士会には、窓口での^マ料相談所もある。お前らの出る幕は無い!」、「オイ、A 7!」、「A 1（玉ネギ頭）には（昔の写真を^マ使い）会社前街宣^マしたとウソ報告か？ アホ!」、「オイ、A 1！A 7は、相変わらず街宣活動時に一切マスクをしていない。統制効かず!」、「言行不一致の分かり易い具体例!」、「ヤツはNo. 2どころか自分がトップと錯覚!」、「バシバシ、A 7の尻を叩き新規開拓させないと、ジリ貧間近?」、「オイ、A 1!」、「A 6、A 7に手紙を渡せ、違反するな！ 隠すと告発するぞ！【刑法133条信書開封罪】」などの記載が含まれていた。

- (36) 3月12日、会社は、B 1社長の名義で、A18宛ての文書を同人の自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 41の2）。

同文書には、「オイ、A18!」、「弁当代目当ての街宣参加か？ 独りで、寂しいのか？ 節約か?」、「独り暮らしでも経費は掛かる！（君の場合、最低線でも月に187,000円）」、「夜間の仕事を大切にすることだ!」、「何かあったら、独りではどうにもならないからな。」、「オイ、A 1・A 7!」、「X 1組合“組合員”の自宅に脅迫状とは?」、「脅迫なら、告訴すればいい!」、「告訴しても脅迫にならないと分かっているんだろ!」、「オイ、A18!」、「お前の勤め先にも抗議書を郵送した！（写真で不法街宣を分かり易く説明。）」、「念のため、本社と東京の事業部の両方に送っておいた。」、「オイ、A 1・A 7!」、「規約で20%搾取すること自体、違反!」、「専従員給料を払わなければならないから汚い発想だな！ 目的が違うからな!」、「ネタ（獲物）“黒も白”も関係ない!」、「オイ、A 1・A 7ブラック企業の対策は、労基署、労働審判、裁判所もあり、弁護士会には、窓口での^マ料相談所もある。お前らの出る幕は無い!」、「A 6、A 7に手紙を渡せ、違反するな！ 隠すと告発するぞ！【刑法133条信書開封罪】」などの記載が含まれていた。

また、同文書には「ユニオンの“拠出金（手数料）は支払う必要無し」、「C 4 組合、X 1 組合は真っ赤っ赤!」、「極左暴力集団〇〇^暴（「暴」を〇で囲んだ表記。）の輪」などと記載された文書が同封されていた。

- (37) 3月12日、会社は、B 1 社長の名義で、A 18の就業先である申立外C 22 会社東京本社（以下「C 22会社」という。）宛てに抗議書を送付した（別紙一覧表 1 文書N o. 41の 3）。

同文書には、「貴社従業員のA 18（〇歳・夜間巡回清掃員：〇〇〇〇〇〇〇〇ビル、〇〇〇〇〇〇〇〇ビル等）は、当社前で11回に渡り、都条例の85デシベルを超える不法な大音量で、事実無根の演説内容による誹謗中傷を繰り返しており、大変迷惑している。貴社は、A 18に対し、どのような従業員管理を行っているのか、監督責任があるはず。しっかりと指導をするべきではないのか、対応頂きたい。貴社に対応を頂けない場合は、元請けのC 23会社及び・〇〇〇〇〇〇〇ビルオーナー：C 24会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビルオーナー：C 25会社に対しても抗議せざるを得ない。」、「X 1 組合は、“労働問題のことなどはどうでもよく、ネタ（情報）を手に入れ団体交渉・街宣活動・都労委などを利用して、企業を脅し上げて、カネを巻き上げるのが目的”の不法集団である」、「当社は、X 1 組合のようなブラックユニオンは必要ないと考えている。なぜならば、“現代社会では、労働基準監督署、労働審判、裁判所が十分に機能しており、労働問題が発生すれば正しく判断”している。X 1 組合のような、“ゆすり、たかりのゴロ”は必要ない。」、「演説マニアA 18の語録【抜粋】」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、街頭演説中のA 18の画像も同封されていた。

- (38) 3月19日、会社は、B 1 社長の名義で、組合、A 6 副執行委員長、A 7 書記次長、A 18、A 13、A 15及びA 22宛ての同内容の抗議書（確認書）を組合事務所へ3通送付した（別紙一覧表 1 文書N o. 42の 1）。

同文書では、上記名宛人について「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には、組合との団体交渉の条件の提示、組合の街宣活動への反論の記載に加え、「当

社は、君等のようなブラックユニオンは必要ないと考えている。なぜならば、“現代社会では、労働基準監督署、労働審判、裁判所が十分に機能しており、労働問題が発生すれば正しく判断”している。君等のような、“ゆすり、たかりのゴロ”は必要ない。」、「オイ、A 7 !」、「A 1（玉ネギ頭）には（昔の写真を使い）会社前街宣ししたとウソ報告か？アホ！」、「オイ、A 1 ! A 7は、相変わらず街宣活動時に一切マスクをしていない。統制効かず！」、「言行不一致の分かり易い具体例！」、「ヤツはNo. 2 どころか自分がトップと錯覚！」、「バシバシ、A 7の尻を叩き新規開拓させないと、ジリ貧間近？」、「オイ、A 1 !」、「A 6、A 7に手紙を渡せ、違反するな！ 隠すと告発するぞ！【刑法133条信書開封罪】」、「オイ、タマネギ頭！」、「工事代キッチリ払わせるからな覚悟しとけ！」、「オイ、A 1」、「ネタ不足で必死だな！ あせって“カス”つかむな！」などの記載が含まれていた。

(39) 3月19日、会社は、B 1社長の名義で、組合代理人宛ての文書を代理人事務所に送付した（別紙一覧表1文書No. 42の2）。

同文書には、「凄まじい大音量で、歩行者にもお構いなし」、「近隣店舗からは、110番通報！」、「奴らは、この真実を報告していますか？」、「奴らの街宣演説の内容をご存じですか？」、「いつも変わらぬ、嘘八百の演説。」、「今回は何と、労働組合批判まで 何でもありますよ！」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、会社が組合、組合員（A 6副執行委員長、A 7書記次長、A 18、A 13、A 15、A 22）、C 4組合宛てに送付した抗議書（確認書）や「X 1組合への抗議写真集」と称する画像、A 18、A 7書記次長による令和3年3月16日「都庁街宣概要」などが同封されていた。

(40) 3月20日、会社は、B 1社長の名義で、A 18及びA 15宛ての同内容の文書をそれぞれ同人らの自宅に送付した（別紙一覧表1文書No. 43）。

同文書には、「貴君も、X 1組合が記者会見（令和3年1月27日（水））を行った件は聞いていることだろう。※内容は、参考までに“同封した手紙の事実を一切隠し”。」、「X 1組合は記者会見で、相変わらず“嘘八百”を並べ立てている。」、「貴君には、理解をして貰

えば、それでいい。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、会社が1月29日付けでC4組合らに宛てた抗議書が同封されていた。

- (41) 3月24日、C22会社は、会社からC22会社宛ての3月12日付抗議書に対して、同社の代理人を通じて回答書兼抗議書を会社に送付した。

同文書には、当該従業員の行動は業務時間外且つ業務に関連しない個人の行動であり、C22会社は指導監督権限を有さず、会社からの要請には応じかねること、会社がC22会社のクライアントに対して抗議を行うことは同社に対する営業妨害行為に当たること、抗議書の撤回と謝罪を要求する旨が記載されていた。

- (42) 3月26日、会社はB1社長の名義で、組合、A6副執行委員長、A7書記次長、A18、A13、A15及びA22宛ての同内容の抗議書（確認書）を、組合、A6副執行委員長及びA7書記次長宛ての封筒にて、組合事務所へ3通送付した（別紙一覧表1文書No.44の1）。

同文書では、上記名宛人を「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責任の対象者」と表記され、本文には、組合との団体交渉の条件の提示に関する記載やA2、A5、A8との裁判手続に関する主張などに加え、「当社は、君等のブラックユニオンは必要ないと考えている。」、「ゴミは消えろ!!」などの記載が含まれていた。

- (43) 3月26日、会社はB1社長の名義で、組合代理人宛の文書（確認書）を代理人事務所に送付した（別紙一覧表1文書No.44の2）。

同文書には、「貴方は、当社とX1組合との係争中の案件の代理人を務めています。以下の事項が、非弁行為になると承知しているのか確認を致します。」として組合の規約第22条「解決金の2割相当額を拠出金として納入すること」につき「貴方の代理人弁護士としての見解を伺いたい。」などの記載が含まれていた。

- (44) 3月26日、会社はB1社長の名義で、A15及びA18宛ての文書を同人の自宅に送付した（別紙一覧表1文書No.44の3）。

A15宛ての文書には、「オイ、タクシーA15」、「新たに、お前を共同正犯の1人に追加して訴訟を起こす。」、「“ヨタヨタ”歩いている

がひっくり返るな!」、 「オイ、 A15」、 「折角モグリ込んだタクシー会社、首にならぬ様、気をつけることだ!」、 「いい加減、反省しろ! このウストラ“トンカチ2本”!!」、 「ネタ(獲物)は、絶対に逃がさない! 恐カツ集団に手を貸すな!」、 「皆、腹を立てている、このゴミ野郎!」などの記載が含まれていた。

また、同文書には、会社により3月26日付けで作成された、組合及び組合員(A6副執行委員長、A7書記次長、A18、A13、A15及びA22)宛ての抗議書(確認書)や「極左暴力集団〇〇(暴) (「暴」を〇で囲んだ表記。)の輪」と記載された文書などが同封されていた。

- (45) 4月9日、会社はB1社長の名義で、C22会社に対して回答書を送付した(別紙一覧表1文書No. 45)。

同文書には、同社からの3月24日付抗議書兼回答書(前記(41))を確認した上で「A18は、反社認定、公安部からマークされ、〇〇派と昵懇のC8支部と共闘するX1組合に加入し迷惑行為を繰り返しています。」、 「貴社から、A18に対して、道義的には指導すべきではないでしょうか。当社の意見を聞いていただけないでしょうか、ご検討頂ければと考えます。」などの記載が含まれていた。

また、同文書には「添付資料」として「〇〇派の手先、X1組合」と称する文書「A18の街宣写真」、 「A18の街宣演説」の画像が同封されていた。

- (46) 4月13日頃、会社はB1社長の名義で、A15宛ての抗議書を同人の自宅に投函した(別紙一覧表1文書No. 46)。

同文書には、「オイ、“トンカチ2本”のA15」、 「“お前は当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、 「“お前に云われる謂れは無い”皆、腹を立てている!」、 「お前らの事実無根の誹謗中傷、都条例越えの大音量街宣は威力業務妨害であり、参加する者は共同正犯になる。」、 「お前らのユニオンは、さあどっちだ、回答しろ!」、 「A“もうけ主義だったり”」、 「B“退会希望者の引き留めが激しかったり”」、 「〇〇派の手先X1組合」、 「オイ、A15!」、 「防音工事代!1,100万余、すぐ支払え!」、 「オイ、タクシーA15」、 「スマホ遊びばかりし

ていると、罰則で免許無くなるぞ!」、 「少しは大人になれ、アホ!」などの記載が含まれていた。

(47) 4月22日頃、会社はB1社長の名義で、A18及びA12宛ての抗議書をそれぞれ同人らの自宅に投函した(別紙一覧表1文書No.47)。

ア A18宛ての文書には、「オイ、“アホダラ教”のA18!」、「“お前は当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、「“お前に云われる謂れは無い”皆、腹を立てている!」、「お前らの事実無根の誹謗中傷、都条例越えの大音量街宣は威力業務妨害であり参加する者は共同正犯になる。」、「オイ、アホダラ教のA18、演説がブチたい為に、20歳以上も年下の人間にこき使われているな!専従者は、君のように長年、労働者として働いた経験もないのだよ!」、「オイ、A18!」、「何だ、キタナイ段ボールを切り刻み、嘘八百を書き連ね!」、「キッチリ責任をとって貰うぞ!」、「オイ、A18!」、「豊洲近隣住民からのクレーム!非道な行い、恥ずかしくないのか!」、「A7、マスク無し!お前も、感染(うつ)されるぞ!!」、「オイ、A18!」、「相変わらず呑気(のんき)な父さんをやっているな!このアホダラ教!」、「オイ、A18!」、「1,100万円すぐに支払え!」、「こんなことの繰り返し。工事代も払うハメに!」、「自分の人生、大事しろ!どんどん老いるぞ!」などの記載が含まれていた。

イ A12宛ての文書には、「オイ、“〇〇のクズ”のA12!」、「“お前は当社に何も関係ない”のに出しゃばるな!」、「“お前に云われる謂れは無い”皆、腹を立てている!」、「お前らの事実無根の誹謗中傷、都条例越えの大音量街宣は威力業務妨害であり参加する者は共同正犯になる。」、「オイ、〇〇のA12、20歳以上も年下の人間にこき使われているな!専従者は、君のように長年、労働者として働いた経験もないのだよ!」、「オイ、〇〇のA12!」、「1,100万円すぐに支払え!」、「こんなことの繰り返し。工事代も払うハメに!」、「自分の人生、大事しろ!どんどん老いるぞ!」、「オイ、ピーピーのA12!」 「お前、干上がりそうになっていたじゃないか!」、「3か月ぶりに活動再開か! そんなに街宣したけりゃ葛西に行って存分にやれ、アホ!」、

「オイ、〇〇のA12!」、「豊洲近隣住民からのクレーム! 非道な行い、恥ずかしくないのか!」、「A7、マスク無し! お前も、感染(うつ)されるぞ!!」などの記載が含まれていた。

17 損害賠償請求訴訟の提起

2年6月19日、会社は、組合の街宣活動に関して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し(東京地裁令和2年(ワ)第〇〇号)、3年1月27日、組合は、会社による文書送付に関して不法行為に基づく損害賠償を求める反訴を提起した(東京地裁令和3年(ワ)第〇〇号)。

本件結審日においていずれの訴訟も係属中である。

18 追加申立て

2年9月25日、組合は、4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、本件(2不40号事件)に申立てを追加した。

3年4月2日、組合は、会社による文書送付行為が不当労働行為に当たるとして、本件(3不27号事件)の申し立てを行い、最終的には、別紙一覧表1の文書送付行為が判断の対象となった。

なお、当委員会は、3年6月3日、2不40号事件と3不27号事件とを併合して審査することとした。

第3 判断

1 会社が、令和元年5月9日、A2に対して退職勧奨をした事実が認められるか。事実が認められる場合、会社の行為は、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるか否か(争点1)について

(1) 申立人組合の主張

ア A2は、本件勤怠管理の瑕疵につき、B4支社長、B5課長及びB6常務から長時間にわたり語気鋭く責め立てられ、事実と反する内容に基づく「決意表明」及び「自認書」を作成させられた上で、A2の行為は執行猶予の付かない電子計算機使用詐欺罪に該当する、退職すれば警察には連れて行かない旨を告げられ、精神的に疲弊した状態で、意に反して退職届の記載をしたものであって、かかる会社のA2に対

する働き掛けは退職勧奨に当たる。

イ 会社が本件事情聴取に際してA2に対して退職勧奨を行ったのは、組合がA2ら3名の組合加入を通告し、A5の件と併せて団体交渉を行うよう申し入れた第1回団体交渉から間もない時期であったこと、会社が、A2ら3名の退職の意思表示から1か月以内に当たる令和元年5月28日付けで、A3に対して、組合との団体交渉では和解する気はないが、組合を脱退すれば復職させるということを示唆する内容の文書を送付していること、本件事情聴取の際、会社は退職の意思を有していなかったA2に対して、退職届をすぐに印刷するなど周到に準備をした上で退職勧奨に及んでいることから、会社によるA2に対する退職勧奨は、A2が組合に加入したことを理由とするものであり、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

(2) 被申立人会社の主張

ア 警備業の性質上、警備員の賃金計算及び発注者に対する警備料金の算定において、警備員による正確な勤怠報告に依拠せざるを得ないため、虚偽の勤怠報告が行われると、正確な賃金計算及び警備料金の算定が困難になるとともに、顧客からの信頼を喪失させ、ひいては会社の事業の根幹を揺るがすことになる。

会社では、従前から虚偽の勤怠報告を行った従業員に対しては本人の反省等の事情を考慮しつつも、金額の多寡にかかわらず、警察に被害申告を行うという厳格な対応を基本としていた。

A2は、本件事情聴取において本件勤怠管理の瑕疵が会社に発覚し、会社がA2に対して事実関係を確認する過程において、自身の行為が重大な業務命令違反であるとともに、顧客の会社に対する信頼を喪失させる犯罪行為であったことを自覚し、自らの自由な意思に基づき辞職したものである。

本件事情聴取に際して、会社はA2に対し一切の圧迫行為や退職勧奨を行っておらず、A2の退職届提出について、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たると評価される行為は存在しない。

イ B 6 常務による「去る者は追わず」との発言は、A 2 による、警察沙汰になってしまったら会社にも迷惑が掛かってしまう旨の発言に対するものである。

すなわち、会社は給与の不正受給に対して厳格な対応を取る旨を告知しているものの、被害金額が多額に及ばず、従業員が自主的に退職の意思を表明するほど深く反省した場合は被害届の提出や告訴をしないという対応を取ることもあるため、その旨を示唆し、会社への気遣いまではしなくてもよい旨を告げたにすぎないのであって、同発言は退職勧奨に当たるものではなく、A 2 は自ら退職の意思表示をし、会社に対して退職届を提出したものである。

(3) 当委員会の判断

ア 会社が、令和元年5月9日、組合員A 2 に対して退職勧奨をした事実が認められるかについて

会社は、A 2 の退職届提出に際して、同人に対し一切の圧迫行為や退職勧奨を行っていない、A 2 は、自身の行為が重大な業務命令違反であるとともに、顧客の会社に対する信頼を喪失させる犯罪行為であったことを自覚し、自らの自由な意思に基づき辞職したものである旨を主張する。

まず、A 2 は、「決意表明」作成に際して、本件工事現場に遅刻した点について「今後の取組み」の記載欄に、休憩時間の遵守及び会社への報告の徹底を誓約していること（第2. 6(3)ア(エ)）、そのほか「決意表明」作成時点においてA 2 が退職の意思を有していたことを裏付ける記載も認められないことから、A 2 は「決意表明」作成時点において会社を退職する意思を有していなかったことが認められる。

また、B 6 常務においても、A 2 の「決意表明」の作成を受けて、「やってしまったことはしょうがないっちゃしょうがないから。取り返すように全力でやってください」と述べており（第2. 6(3)ア(エ)）、かかる発言からはA 2 の「決意表明」作成時点においてB 6 常務らがA 2 に対して退職勧奨を行う意思を有していなかったことが認められる。

A 2が「決意表明」を作成した後に本件勤怠管理の瑕疵が発覚したことから、同人は、B 6常務らの指示を受けて「自認書」を作成しているところ、かかる「自認書」は、B 6常務らから、本件勤怠管理の瑕疵が給与の不正受給であるとともに、執行猶予の付かない「電子機器等使用詐欺罪」に該当する犯罪であることや警察に身柄を引き渡す可能性を示唆されたことを受けて（第2. 6(3)イ）、B 6常務らの指示のとおり「自認書」を記載することにより警察沙汰を回避できると考え、作成されたものであると解するのが相当である。

加えて、A 2が作成した「自認書」には、本件勤怠管理の瑕疵が犯罪に当たることを認識し、会社や会社の同僚に迷惑を掛けたことに対する謝罪の意思等が記載されている（第2. 6(3)イ）が、一方で、同人において会社を退職する旨の記載はなく、その他「自認書」作成時点においてA 2が退職の意思を有していたことを裏付ける記載も認められないこと等の事情を勘案すると、A 2は「自認書」の作成段階においても会社を退職する意思を有していなかったことが認められる。

一方、会社の属するB 2グループにおいては、過去に給与の不正受給を行った従業員について、面談の上その場で「自認書」及び退職届を提出させた事例が存在したこと（第2. 6(5)）、本件勤怠管理の瑕疵が発覚するや、B 4支社長が「決意表明」を書いてもらったが話が変わってきた旨を述べていること（同(3)イ）等の事情を勘案すると、遅くともA 2による「決意表明」及び「自認書」の作成に続き、B 6常務がA 2に対して「A 2さんどうします、今後。」、「うちの会社は不正があつたら、基本的には、現職の人間だったら、それはもう連れてくんですよ。そういうもんですよね。ただ、去る者追わずっていうのはありますよね。」と述べた（同(3)ウ）時点においては、B 6常務らがA 2に退職届を提出させる意思を固めていたことが認められ、上記各発言はA 2に対する退職勧奨を意図したものであったと認められる。

会社は、B 6常務による「去る者は追わず」との発言は、A 2による、警察沙汰になってしまったら会社にも迷惑が掛かってしまう旨の

発言に対するものであり、会社は給与の不正受給に対して厳格な対応を取る旨を告知しているものの、被害金額が多額に及ばず、従業員が自主的に退職の意思を表明するほど深く反省した場合は被害届の提出や告訴をしないという対応を取ることもあるため、その旨を示唆し、会社への気遣いまではしなくてもよい旨を告げたにすぎないのであって、同発言は退職勧奨に当たるものではなく、A 2は自ら退職の意思表示をし、退職届を提出したものであると主張する。

しかし、本件事情聴取において、A 2が警察沙汰になってしまったら会社にも迷惑が掛かってしまう旨の発言を行ったのは、B 4支社長から、本件勤怠管理の瑕疵が給与の不正受給であるとともに、執行猶予の付かない「電子機器等使用詐欺罪」に該当する犯罪であることや警察に身柄を引き渡す可能性を示唆されたことを受けて、警察沙汰だけは何としても避けたいという精神状態に至ったことによるものであり、また、B 6常務は、去る者は追わない旨の発言をする直前には、会社の不正が発覚した場合、現職の従業員であれば警察に連れていく旨を述べているのであって（第2. 6(3)ウ）、B 6常務の「去る者は追わず」との発言は、A 2に対して、退職届を提出することで現職の従業員ではなくなった場合には警察沙汰にはしない、という一種の利益誘導の意図を明らかにしたものであったと解するのが相当である。

そして、A 2はB 6常務の「去る者は追わず」との発言を受けて、退職届を提出することにより、警察沙汰を回避できると考え、B 6常務に対して退職届の交付を請求したものであると認められ、A 2に対して退職勧奨を行っていないとする会社の主張は採用することができない。

よって、会社が、令和元年5月9日、A 2に対して退職勧奨をした事実が認められる。

イ 会社のA 2に対する退職勧奨が、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるかについて

本件において、A 2に加えて組合員であるA 3及びA 4も5月9日付けで退職の意思表示をしている事実が認められ（第2. 6(3)ウ、

(4)、また、会社の重職にある常務取締役が本件ホテルを訪れ、本件事情聴取に臨んだ上で退職勧奨まで行っている点やA2に対して退職届を提出することで現職の従業員ではなくなった場合には警察沙汰にはしない、という一種の利益誘導を行い、退職勧奨当日に本件ホテルにおいて退職届の提出を求めている点などの事情を併せて考慮すると、A2に対するこのような会社の対応は、A2が組合員であることを理由に行われたものであると疑われなくもない。

しかし、A2の「決意表明」作成後にB6常務が「やってしまったことは、しょうがないっちゃ、しょうがないから。取り返すように全力でやってください。」と発言をしており（同(3)ア(エ)）、同発言時点において会社がA2に対して退職を求める意思があったとは認められず、A2に対して退職を求める意思を持って退職勧奨を行ったのは、A2による本件勤怠管理の瑕疵が発覚し「自認書」の作成段階に移ってからのことであると認められること（上記ア）、B4支社長らは本件事情聴取の際に初めてA2のみならずA3においても遅刻分につき適切な勤怠管理がなされていないことを認識したこと（第2.6(3)イ）、B2グループにおいて本件以前から給与の不正受給について厳格な対応を行っていたこと（同(5)）、A2ら3名の本件工事現場における勤務態度が必ずしも良好なものであったとはいえないこと（第2.4、同6(3)）等の事情を勘案すれば、かかる事情をもっても、会社によるA2に対する退職勧奨が組合員であるが故に行われた不当労働行為に該当するとまでは認められない。

組合は、①B4支社長らのA2に対する退職勧奨の時期とA2の組合加入及び労働条件に関する団体交渉の申入時期が近接していること、②会社が、A3に対して組合との団体交渉では和解する気はないが、組合を脱退すれば復職させるということを示唆する内容の文書を送付していること、③退職の意思を有していなかったA2に対して、会社が退職届をすぐに印刷する等周到に準備をした上で退職勧奨に及んでいることから、会社によるA2らに対する退職勧奨は組合嫌悪の意思に基づくものであり、不利益取扱い及び支配介入に当たる旨を主張す

るので、以下検討する。

- (ア) 第1回団体交渉においてA2の組合加入の通知及び団体交渉の申入れが行われたのは平成31年4月19日（第2.5）、B4支社長らによるA2に対する退職勧奨が行われたのは令和元年5月9日であり（第2.6）、両時期が比較的近接していることが認められる。

しかし、B4支社長らが本件工事現場を訪れることになったのは、5月8日に会社がC1会社からA3の勤務態度に関する苦情を受けたことによるものであり（第2.6(1)）、また、同月9日にB4支社長らが本件工事現場に訪れた際に、C1会社の担当者から、A3のみならずA4も勤務態度が不良であり両名とも平成31年1月25日に「事故防止安全再教育」を受けていたことや、A2も2月18日に本件工事現場に遅刻したことを伝えられたという事情（同）を勘案すると、令和元年5月9日にB4支社長らがC1会社に対する謝罪等のために本件工事現場を訪れることと併せて、A2ら3名から同人らの勤務態度等につき本件事情聴取を行うことが不自然なものであるとまでは認められない。

そのほか、第1回団体交渉における具体的な交渉内容等は本件において明らかになっておらず、また、5月9日時点において、組合の会社に対する街宣活動が行われていたという疎明もないのであって、第1回団体交渉を契機として会社が組合を嫌悪するに至ったとまでは認められず、本件事情聴取とA2の組合加入及び団体交渉の申入れが行われた時期が近接しているとしても、かかる事実が、会社が本件事情聴取に際して組合嫌悪の意思を持ってA2に対して退職勧奨を行ったことを推認させるものであるとまでは認められない。

- (イ) 5月28日付けのA3宛ての文書に「当社は和解に応じることはない」、「誰かに強要されたり脅かされたりして、戻りたくても戻れないなどといった事はないか」の記載が存在することや（第2.7(2)）、同日以降A3及びA4が組合を脱退していること（同6(3)(4)）が認められるとしても、会社では、不祥事などにより退職した元従業員に対して真摯に反省をしているのであれば復職を認める旨の連

絡をする事例があったこと（同6(5)）等の事情を勘案すると、かかる事実をもって本件事情聴取に際して、会社が組合嫌悪の意思を持ってA2に対して退職勧奨を行ったことを推認させるものであるとまでは認められない。

- (ウ) 会社において、所定の退職届の様式が存在すること自体は特段不自然なことではなく、本件事情聴取を行うに当たって既に印刷済みの退職届を準備していたのであればともかく、A2が提出した退職届は、同人が退職の意思表示をするに際して退職届の交付を請求したことを受けて、B4支社長が本件ホテル近隣のコンビニエンスストアにて印刷したもの（第2.6(3)ウ）であり、本件事情聴取に際して、会社が組合嫌悪の意思を持ってA2に対して退職勧奨を行ったことを推認させるものであるとまでは認められない。

ウ 結論

以上のとおり、会社が元年5月9日、組合員A2に対して退職勧奨を行った事実が認められ、同人の行為が犯罪であることや警察に通報する可能性を示唆した上で、従業員ではなくなった場合には警察沙汰にはしない、という一種の利益誘導を行って退職届の提出を求める退職勧奨の態様は、極めて問題であるといわざるを得ないが、かかる退職勧奨は、同人が組合員であることを理由として行われたものであるとまでは認められないことから、組合員であるが故の不利益取扱いには当たらず、また、組合の運営に対する支配介入にも当たらない。

- 2 会社が、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否か（争点2）について

(1) 申立人組合の主張

本件組合行為について、組合が本件団体交渉において会社側の様子の動画撮影を行ったのは、会社側の飛沫予防意識が不十分であることや組合員の労働環境に関する問題意識を示すためであり、また、アップロード時にはプライバシー保護のためのモザイク処理を行っており、いずれも正当な組合活動の範囲内の行為であるとともに、会社において団体交渉

の申入れを拒否する正当な理由にはならない。

組合は、2年8月5日付けで、会社に対し、投稿した動画は既に削除しており、削除漏れの動画があれば具体的に指摘してほしいこと及び団体交渉の内容の動画を今後とも無断でインターネット上に公開する意思はないことを表明しており、本件組合行為及び会社からの要求に対する組合の対応は団体交渉を拒否する正当な理由にはならない。

(2) 被申立人会社の主張

本件組合行為は、団体交渉に出席した会社側出席者の肖像権・プライバシー権を侵害し、ひいては会社の業務を妨害するものである。

会社は再三にわたり本件動画等の削除及び公開停止、本件組合行為に対する謝罪、同様の行為を二度と行わないことの誓約を要求したにもかかわらず、組合において誠実な回答や対応を行わなかった。

本件組合行為及び会社の上記要求に対する組合の姿勢は不誠実なもので、本件団体交渉以降、会社と組合との間で団体交渉を行うことが可能な程度の信頼関係を構築することは困難な状態になっていたのであるから、会社が、2年4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア 組合が、本件組合行為を行ったことについては、当事者間に争いが無い（第2.12(1)）。

イ 組合が2年4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉の申入れに際して提示していた協議事項（第2.11(1)、同14(1)、同14(2)ア）は、従業員の就業環境に影響を及ぼす事項であることから義務的団交事項に当たり、正当な理由がない限り団体交渉を拒否することは不当労働行為に当たる。

ウ 本件において、会社は、組合からの4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉の申入れに対し、本件組合行為が団体交渉に出席した会社側出席者の肖像権・プライバシー権を侵害し、ひいては会社の業務を妨害するものであったこと、会社は再三にわたり本件動画等の削除

及び公開停止、本件組合行為に対する謝罪、同様の行為を二度と行わないことの誓約を要求したにもかかわらず、組合において誠実な回答や対応を行わなかったこと、本件組合行為及び会社の上記要求に対する組合の姿勢は不誠実なもので、本件団体交渉以降、会社と組合との間で団体交渉を行うことが可能な程度の信頼関係を構築することは困難な状態になっていたとして団体交渉に応じることを拒否しているため、かかる会社の対応が正当な理由のない団体交渉拒否に当たるかにつき、判断する。

確かに、組合による本件組合行為には会社側出席者に対する権利侵害の点や、将来にわたる団体交渉の円滑な運営の観点等から、責められるべき点がないとはいえない。

しかし、①新型コロナウイルス感染症対策の観点から、従業員が着用するマスクの問題は、従業員の就業環境に影響を及ぼす事項であるといえ、本件組合行為の目的は必ずしも殊更に会社の社会的地位を低下させ、円滑な業務を妨害するものであったとまでは認められないこと、②組合と会社は、本件団体交渉以前にも議題は異なるものの複数回団体交渉を行っていたところ（第2.5、同7(1)）、組合は過去の団体交渉においては動画撮影を行っておらず、本件団体交渉において本件組合行為が行われたとしても、本件団体交渉以降の団体交渉において、再度本件組合行為と同様の行為が行われる蓋然性が高かったとまではいえないこと、③会社が組合に対して要求する本件組合行為に対する謝罪や本件動画及び画像の削除について団体交渉の席上で協議を行う上での支障は認められないこと、④本件動画はアップロードに際して一部モザイク処理がなされ、一定のプライバシー保護が図られており、本件団体交渉における会社側担当者が容易に特定できるものであるとまでは評価できないこと、⑤Y o u T u b e にアップロードされた本件動画は組合による団体交渉申入れに先立つ4月19日には削除されていたこと（同12(1)イ）、⑥本件動画を掲載したブログには「ご意見・抗議は→Y 1 会社（旧Y 1' 会社）」と記載し会社の住所、電話番号、ファクシミリ番号も記載されていたこと（同12(1)イ）は認

められるものの、4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉申入れ時点においてかかる記載により会社の業務が妨害されたことについての疎明はないこと等の事情を勘案すると、本件組合行為及びこれに対する組合の対応に責められるべき点がないとはいえないとしても、会社において団体交渉を拒否する正当な理由とはならないとするのが相当である。

エ 以上のとおり、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付けで組合が申し入れた団体交渉を拒否した会社の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

3 会社による別紙一覧表1記載の本件文書送付行為等が、組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点3）について

(1) 申立人組合の主張

会社による別紙一覧表1記載の本件文書送付行為等は、行為の回数や送付先も複数に及び、文書の記載内容も多岐にわたっているが、これらの文書にはいずれも組合及び組合員を嫌悪する意思が明確に表現されており、組合活動を萎縮させるものである。

会社は組合の街宣活動に対する正当な抗議活動である旨を主張するが、文書の文面や送付先に組合員個人宅や組合員の就労先が含まれていること等の点から、組合の街宣活動等に対する正当な抗議活動の域を超え、支配介入に当たる。

組合員らは会社に対して住所を明らかにしていないにもかかわらず、会社は文書を送付するに際して何らかの方法により組合員らの住所に関する情報を取得し、時には組合員らの自宅の郵便受けに直接投函しており、かかる行為は会社側の立場にある者が現実に組合員の自宅を訪ねていることを組合員に告知し、畏怖や不安感を与えるものであって、支配介入に当たる。

会社は、組合員の就業先にも文書を送付しているところ、かかる行為は組合員の使用者に圧力を加えて組合活動への参加を差し止めようとするものであるとともに、就業先に対して組合員の個人情報をも無断で公開するものであり、支配介入に当たる。

(2) 被申立人会社の主張

会社は、憲法21条によって保障される言論の自由を有しており、労使双方において激しく議論が交わされることがあったとしても、表現内容に労働組合の組織、運営に影響を及ぼすような、強制、威圧ないし利益誘導が含まれるものでなければ、支配介入には当たらないのであって、別紙一覧表1記載の文書には、かかる表現内容は含まれておらず、支配介入には当たらない。

組合は、令和元年5月16日から現在に至るまで頻回にわたり暴騒音や名誉毀損表現等を伴う違法な街宣活動を継続しているところ、会社による本件文書送付行為等（別紙一覧表1に記載）は、本件組合行為や正当性を欠く異常な街宣活動が行われる中で正当な抗議活動として行ったものであり、憲法21条に基づく言論の自由として保障されるべきものであって、支配介入には当たらない。

別紙一覧表1記載の本件文書送付行為等を受けても、組合の街宣活動等はさらに過激化しているものであり、本件文書送付行為等が組合の組織、運営に影響を及ぼすような強制、威圧には当たらないことは明らかであるとともに支配介入には当たらない。

組合員の就業先に対して文書を送付したのは、組合において会社を侮辱、やゆし、その社会的信用を低下させるのみならず、会社の取引先に会社との取引をやめた方がよい旨を告知し、その反応により会社を困惑させ、その圧力を背景に組合にとって有利な和解を引き出そうとする違法な内容の街宣活動に注力し始めたことに対して抗議を行うためであり、不当な動機目的に基づくものではなく、支配介入には当たらない。

組合員らの自宅に直接文書を送付したのは、組合事務所宛てに抗議を内容とする文書を送付しても、何らの対応もなかったことから、かかる抗議が街宣参加者各人に届いたか否かが分からなかったこと、文書を送付した相手方はそれぞれ違法な街宣活動に参加した人物であって、違法行為を行う各主体に対して抗議を行うことを理由とするものであり、不当な動機目的に基づくものではなく、支配介入には当たらない。

(3) 当委員会の判断

別紙一覧表 1 記載の文書の内容、送付方法及び送付先については、当事者間に争いが無い。

以下では、会社による別紙一覧表 1 記載の本件文書送付行為等につき、送付文書については文書の送付先ごとに区分して、支配介入に当たるか否かを判断する。

ア 組合代理人事務所宛ての文書について

会社は、B 1 社長の名義で、組合代理人に対する文書を合計 5 通送付した（第 2. 16(25)(28)(34)(39)(43)、別紙一覧表 1 文書 No. 34の 2、36、40の 2、42の 2、44の 2）。

上記各文書には、「彼等はウソつきなので真実を報告していない可能性がある。」等の組合及び組合員を非難するとともに、組合及び組合員との離反を意図したものと認められる記載や「ところで、例の C 20 組合の二重取り問題。」、「労組が懲戒請求を起こしていましたが、その後、どうなったのでしょうか。」等の代理人をやゆするものと認められる記載が含まれているところ、組合代理人事務所と組合事務所とは住所を異にし（第 2. 1(1)）、組合代理人宛ての各文書が組合及び組合員に与える影響は飽くまでも間接的なものにとどまり、本件において組合代理人宛ての上記各文書の送付行為が組合員の間で精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があるとまでは認められず、同文書の送付行為は支配介入に当たらない。

イ 組合事務所及び C 4 組合事務所宛ての文書について

(ア) 組合のみを送付対象とした文書について

会社は、B 1 社長又は B 8 常務の名義で、組合のみを送付対象とする文書を合計 4 通送付した（第 2. 8(2)、同 11(4)、同 14(1)ウケ）。

a 元年 5 月 30 日付けの抗議書（第 2. 8(2)、別紙一覧表 1 文書 No. 1）には、不穏当な表現も認められるものの、文書全体としては、組合の要請行動に対する抗議を趣旨とするものであると認められ、同文書の送付行為は支配介入に当たらない。

b 2 年 3 月 23 日付けの抗議書（第 2. 11(4)、別紙一覧表 1 文書 No. 2）には、組合の元組合員が結成した別組合からの「多くの真

偽の定かでない情報」を基に組合及び特定の組合員を非難する表現も散見されるが、文書全体としては、組合による街宣活動への抗議を趣旨とするものであると認められ、同文書の送付行為は支配介入に当たらない。

- c 5月12日付の抗議書（第2. 14(1)ウ、別紙一覧表1文書No. 4）は、組合が匿名掲示板である「5ちゃんねる」において「板（スレッド）を開いた」ことを前提とした上でかかる行為に対する組合への抗議と謝罪の要求を趣旨とするものであると認められる。

また、6月19日付けの通知書（第2. 14(1)ケ、別紙一覧表1文書No. 5）には、団体交渉における組合の無断録画行為に対する抗議の申し入れ及び謝罪の要求、「5ちゃんねるの“ふざけた差別用語”の数々」に対する抗議、マウスシールドに関する会社の見解等が記載されている。

上記抗議書及び通知書の送付時期においては、組合の会社に対する街宣活動が精力的に行われており、組合による街宣活動は、会社の社会的地位の低下を招きかねない表現内容を含むとともに、相当程度の音量で行われていること（第2. 11(2)、同14(1)オ、別紙一覧表2及び3）が認められ、これを受けて会社が組合に対して抗議活動を行うことは相応に尊重されるべきであり、抗議活動に際して多少の行き過ぎた表現を行うこともやむを得ないとしても、会社において、何らの根拠を示すことなく組合関係者が匿名掲示板「5ちゃんねる」に「板（スレッド）を開いた」ものと断じて非難する旨の記載は、組合員の中に精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると評価せざるを得ず、上記抗議書及び通知書の送付行為は支配介入に当たる。

- (イ) C4組合のみを送付対象とした文書について

会社は、B1社長の名義で、C4組合のみを送付対象とする文書を合計2通送付した（第2. 14(1)サシ）。

- a 6月24日付けの通知書（第2. 14(1)サ、別紙一覧表1文書No. 6）の文面には、組合の活動を「不法行為等」と断じた上で、C

5 会長に対して「ことの理非を調べ、判断頂きたい」旨の要求、本件組合行為や組合の街宣活動に対する抗議や謝罪の要求、マウスシールドに関する会社の見解などが記載されている。

組合と C 4 組合の事務所所在地は同一で C 4 組合は組合の上部団体であるが（第 2. 1 (1)）、本件において C 4 組合が組合と一体となって会社に対する街宣活動を行っていたと認めるに足りる具体的な疎明はない。

そうすると、会社による本件組合行為や街宣活動に対する抗議や謝罪の要求は飽くまでも組合に対して行われるべきであって、同文書における、C 5 会長に対して「ことの理非を調べ、判断頂きたい。」との記載は、C 4 組合を通じて組合活動を牽制することを意図するものであるとともに、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められるため、同文書の送付行為は支配介入に当たる。

- b 7月3日付けの文書（第2. 14(1)シ、別紙一覧表1文書No. 7）には、「貴会傘下のX1組合（執行委員長 A1氏）が不法行為等を繰り返していることについて、上部団体の会長である貴殿に責任を問う。」としてC4組合を通じて組合活動を牽制することを意図したものと認められる記載、「街宣中、敷地内に立ち入る者に注意をしたら、大声を出し詰め寄る。バカの見本！これも証拠の積み重ね。」、「当日参加のC7組合。店長への暴行で逮捕。しかも公安の手で!!お前たちは“過激派”（C8支部では、マル暴による逮捕者97名）の対象リスト者だったのか。犯罪行為が常態化している集団と云わざるを得ない。」、「要するに、団交だ労働審判だと云い立てるのは、脅し上げて、和解（解決金）目当ての方便であり“本心”は、ほとんど“形式”だけということが暴露された。」などの、組合及び組合員を誹謗中傷し、また、組合の運営を非難する記載が多数散見される。

したがって、同文書の送付行為は、組合員の中に精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認め

られるため、支配介入に当たる。

(ウ) 組合員を送付対象に含む文書について

会社は、B 1 社長の名義で、組合と併せて組合員を送付対象とする文書を合計32通送付した（第2. 12(2)ア、同14(1)スセソ、同14(2)イウ、同16(1)ないし(13)(15)ないし(18)(20)(23)(24)(26)(30)(33)(35)(38)(42)）。

a 上記32通の文書のうち、2年4月14日付けの申入書（第2. 12(2)ア、別紙一覧表1文書No. 3）には、今後会社において団体交渉に応じる意思が無いことを明言する記載などが存在するが、組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があるとまでは認められず、同文書の送付行為は支配介入に当たらない。

b 上記32通の文書のうち、2年4月14日付けの申入書（第2. 12(2)ア、別紙一覧表1文書No. 3）を除く31通の文書には、以下の記載が含まれている。

(a) C 4 組合及びC 5 会長 に関する記載について

組合活動について、C 4 組合C 5 会長の「責任を問う」旨の記載（第2. 14(1)スセソ、同14(2)イウ、同16(1)ないし(11)(15)ないし(18)(20)(23)(24)）や、C 5 会長に対する、「オイ、C 5 !」、「オイ、落とし前のC 5 !」、「97名の逮捕者が出たC 8 支部を支援する“君等や〇〇派”のような反社、ゴロツキの類を脅迫するほど、当社は強くない。」、「A 1 とは代々木のビルで長年同居 追い出され、芝に仮住まいの際も一緒 現在の四谷にも仲良く引っ越し!」、「A 1 とは事務所を追い出されるときも引っ越しするときも“常に一緒”」、「“ヤクザまがい”のオトシマエが口癖か? “C 15 (〇〇) とお車代”がお気に入りか!」、「事務所“タガネ20本”を投げ込まれる。また内部分裂か? 用心することだな!」、「傘下のA 1 に北朝鮮支持のC 8 支部に何度もカンパさせC 15 (〇〇) へのご機嫌取りか?」などの記載（第2. 16(3)(5)(6)(8)ないし(11)）は、C 4 組合を通じて組合活動を牽制することやC 4 組合会長である同人を誹謗中傷し、組合とC 4 組合と

を離反させることを意図したものであるとともに、組合員の間
精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険
があると認められる。

(b) 法的措置に関する記載について

「威力業務妨害・共同正犯及び損害賠償請求・共同不法行為責
任の対象者」として、組合員らを列挙する記載（第2. 16(1)な
いし(13)(15)ないし(18)(20)(23)(24)(26)(30)(33)(35)(38)(42)）やA1執行委員長に対し
て「信書開封罪」に該当することを示唆する記載（第2. 14(2)
ウ、同16(3)(6)(8)(9)(15)ないし(18)(23)(24)）について、一般に民事刑事を
問わず、法的措置を執ること自体は会社においても当然に権利
として保障されているものであって、会社において法的措置を
執ることを示唆する記載を含む文書を送付する行為が直ちに不
当労働行為に当たるものではない。

しかし、本件における、上記各文書全体の記載内容や送付頻
度を勘案すると、上記各文書における、法的措置に関する記載
はもはや正当な権利行使の表明にとどまるものではなく、組合
員の間精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を
及ぼす危険があると認められる。

(c) 組合及び組合員に関する記載について

i 組合に関する記載について

組合に対する、「和解金目当ての計画的暴走と断じても文
句は言えまい。（お得意の嫌がらせ）」、「それにしてもよ
く内紛、分裂と戦線離脱が続くな。」、「まさに“漆黒のブ
ラックユニオン”だな」、「嘘つきめ！ 覚悟しておけ！」、
「お前たちは恥知らずだ!!」、「このゴロツキ共!」、「得
意の内ゲバか?」、「内部対立は、お家芸だからな。」、
「まるでゴロツキではないか。」、「君等は、“労働運動標
ぼうゴロ”だ!?’」、「一人、また一人と離散していく、分裂
の歴史!?’」、「※お前達“恐カツ屋”の出る幕などない!」、
「当社は、君等のようなブラックユニオンは必要ないと考え

ている。」、「君等のような、“ゆすり、たかりのゴロ”は必要ない。」などの記載は組合及び組合員に対する誹謗中傷を意図したものであり、組合員の中に精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められる（第2. 14(1)スセソ、同14(2)イ、同16(2)(4)(7)(10)ないし(12)(15)ないし(18)(38)(42)）。

ii A 1 執行委員長に関する記載について

A 1 執行委員長に対する、「オイ、A 1 !」、「いつまで“実績報告の集団訴訟”による一攫千金を夢見ているのだ。いい加減に目を覚ませ!」、「怒鳴り込んできた人に集合写真を見せたらなんて云うかな?」、「アロハが“団結の証”なら他メンバーにも、ナゼ着せない!」、「手下にばかり、暑い中で街宣をさせないで、自分も行動しろ!」、「動画の削除も出来ないとは・・・」、「相変わらず杜撰な管理、呆れるよ!」、「動画は削除したのか・・・部下の手前、頭は下げられないか?」、「“脅迫と抗議”の区別もつかないのか」、「事前に相談すれば、教えるぞ!」、「盗撮の謝罪もせずに、団交の要求とは剥がれかけた“化けの皮”も分厚いな!」、「このところ“稼ぎ”が無いらしいな」、「焦るなよ、ミスするぞ!」、「威力業務妨害（ガナリ立て）恐カツ!」、「C 15（〇〇）の弟子らしいな。」、「“頑なに・虚しい闘い!”また分裂するぞ! 内部対立は、お家芸だからな。」、「お前のやっていることは“非弁”行為だ。」、「どこかで話があればタネにして、ハイエナのように集まってくる。」、「労働運動、労働者保護とは名ばかりの不法行為（都条例違反の大音量街宣、虚偽の流布で名誉棄損等）“恐カツ”を繰り返す、“和解金屋”だ!」、「お前のやっていることは企業の脅し上げ“恐カツ”と組合員からの搾取“非弁”行為だ。（組合員に内緒の別途解決金もあったな）」、「調子に乗って“非弁”行為を暴力的にやっている

と“C15の二の舞”分かっているのか!」、「社会経験がアルバイトのみの“玉ねぎ頭”でキイキイやっても分裂、孤立の繰り返しだろう!」、「師匠の二番煎じの“脅し(恐カツ)”じゃ効果も無いか!?’、「ゆすり、たかりの集団!(みんな離反、孤立)小さなことも大ゴトに! 恐カツの“プロ集団”!」、「オイ、“玉ネギ頭”(剥いても、剥いても、中身の無い)この恥知らずが!勉強しろ!」、「止めても、部下は勝手にやっている!」、「“統制”が効いていないぞ!」、「大手の開発中か!? 頑張れ!新規の“ネタ”探さないとな!!」、「正体バレバレ!」、「だから“玉ネギ頭”と云われる。皮ばかりで中身が無い!」などの記載は組合及び組合員に対する誹謗中傷を意図したものであり、組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められる(第2. 14(1)ソ、14(2)イ、同17(1)ないし(5)(8)ないし(13)(15)ないし(18)(20)(23)(24)(30)(35)(38)(42))。

iii A7書記次長に関する記載について

A7書記次長に対する、「オイ、A7!」、「マスク批判をしながら自らはマスク無しか。トンカチ頭め!」、「怒鳴り込んできた女房に集合写真知られない様気を付けろ。」
「真面目にやれ! アホ!」、「それでも書記長かオイ!!」
「帰って、A1に叱られたか?」、「A7は街宣活動で“マスクもせず”“忘れ物”はする。“デレデレ”もする。」、
「オイ、青二才! 忘れ物するな! 今度発見したら四谷署警備課に届けるぞ!」、「凶々しくマスクもせずに演説やビラ配り。トボケた奴だ!」などの記載は、組合員に対する誹謗中傷を意図したものであり、組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められる(第2. 14(2)ウ、同16(1)ないし(3)(6)(8))。

iv A6副執行委員長に関する記載について

A6副執行委員長に対する、「オイ、A6!」、「興奮し

ていたようだが気温も高い 無理すると体に悪いぞ（話もピントずれ）。」、「お前、副委員長だろう！」などの記載は、組合員に対する誹謗中傷を意図したものであり、組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められる（第2．16(1)ないし(3)）。

v 組合の運営に関する記載について

組合の運営に関する、「反社（C8支部）に金を渡しているのか!」、「C4組合とX1組合は紛れもなく“一心同体・共同責任”、C5会長にも責任を取ってもらう。覚悟することだ!」、「一心同体で実質的に支配下にあるA1を指導しろ!!」、「トボケルナ!無関係は通らないぞ!」、「性懲りもなく、A7が“C8支部〇〇〇〇〇〇〇〇〇事件判決報告集会（クソ集まりに）”の参加報告をネットで公開しているな!」、「白髪爺と一緒に“暴力革命”でもやるのか、このアホが!」、「“北朝鮮の核開発を支持する”反社へ繰り返し送金（カンパ）。」、「“北朝鮮の核開発を支持する”反社へ6回も送金（カンパ。）」、「C15が逮捕され、最高裁で“反社”認定されたのだ!」、「C8支部、“反社”認定！（親密な関係、カンパのやりとり）」、「毎年2,500万？（恐カツ・脅し上げ・20%）稼がないと、やっていけないのだろう。」、「専従幹部は毎日、往復タクシー通勤？ なけなしの金から、組合費を納めるものは浮かばれないな。」、「C15（〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇）身動き取れず！実刑32名、控訴中10名、公判中多数（本日現在） さあ、大変だ!」、「「極左暴力集団〇〇(暴)（「暴」を〇で囲んだ表記。）の輪」などの記載や（第2．14(2)イ、同16(5)ないし(11)(15)ないし(18)(24)）、組合の拠出金制度が「非弁」行為に当たると断定的に述べる記載（第2．16(12)(13)(15)ないし(18)(23)(24)(30)(33)(38)(42)）、組合活動に対して「ヤクザにも見える方々からもクレーム」、「大きなトラブルに発展する可能性も」などの記載（第2．16(16)ないし

(18) は、いずれも組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があると認められる。

c 以上のとおり、組合と併せて組合員を送付対象とする上記32通の文書のうち、2年4月14日付けの申入書（第2. 12(2)ア、別紙一覧表1文書No. 3）を除く31通の文書の送付行為については、いずれも支配介入に当たる。

ウ 組合員の就業先への文書について

会社は、B1社長の名義で、組合員A18の就業先であるC22会社に対する文書を、合計2通送付した（第2. 16(37)(45)）。

各文書における、組合を「ブラックユニオン」と呼称し、「X1組合のようなブラックユニオンは必要ないと考えている」、「X1組合は、“労働問題のことなどはどうでもよく、ネタ（情報）を手に入れ団体交渉・街宣活動・都労委などを利用して、企業を脅し上げて、カネを巻き上げるのが目的”の不法集団である」などの記載は、会社における、組合及び組合活動に対する嫌悪の意思が明確に表現されていると評価でき、また、「A18に対し、どのような従業員管理を行っているのか、監督責任があるはず。しっかりと指導をするべきではないのか、対応頂きたい」、対応を頂けない場合には元請けやオーナーに対しても抗議を行うことを示唆する旨の記載は、C22会社に対してA18へ何らかの不利益処分や組合からの脱退の説得を行うことを要請するものであると評価できる。

かかる事情に加えて、会社は、C22会社からの回答書兼抗議書(第2. 16(41))を受けてもなお、「貴社からA18に対して、道義的には指導すべきではないでしょうか」として執拗にA18に対する対応を求めており、会社によるC22会社に対する上記2通の文書送付行為は、就業先における組合員の社会的地位をいたずらに毀損する点において、組合事務所宛てに送付した文書に比して、より一層組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があるものと認められ、いずれも支配介入に当たる。

会社は、組合員の就業先に対して文書を送付したのは、組合におい

て会社を侮辱、やゆし、その社会的信用を低下させるのみならず、会社の取引先に会社との取引をやめた方がよい旨を告知し、その反応により会社を困惑させ、その圧力を背景に申立人にとって有利な和解を引き出そうとする違法な内容の街宣活動に注力し始めたことに対して抗議を行うためであり、不当な動機目的に基づくものではなく、支配介入には当たらない旨主張する。

しかし、組合の街宣活動に対する意見表明や抗議は飽くまでも組合を相手に行うべきものであって、そのほか会社の主張する理由によっても、本件における組合員の就業先に対する文書送付行為が支配介入に当たるとの認定を覆すものではなく、会社の主張は採用することができない。

エ 組合員宅への文書について

会社の、組合員宅への文書の送付状況は以下(ア)ないし(キ)のとおりである。

- (ア) 会社は、B 1 社長の名義で、A12に対する文書を、合計 3 通、同人宅への郵送又は持参投函により送付した（第 2. 16(14)(22)(47)）。
- (イ) 会社は、B 1 社長の名義で、A15に対する文書合計 6 通を同人宅への郵送又は持参投函により送付した（第 2. 16(19)(21)(22)(46)）。
- (ウ) 会社は、B 1 社長の名義で、A17に対する文書 1 通を同人宅に郵送した（第 2. 16(19)）。
- (エ) 会社は、B 1 社長の名義で、A20に対する文書 3 通を同人宅に郵送した（第 2. 16(21)(22)(32)）。
- (オ) 会社は、B 9 次長の名義で、A21に対する文書 1 通を同人宅に郵送した（第 2. 16(27)）。
- (カ) 会社は、B 1 社長の名義で、A18に対する文書 6 通を同人宅への郵送又は持参投函により送付した（第 2. 16(29)(31)(32)(36)(44)(47)）。
- (キ) 会社は、B 1 社長の名義で、A13に対する文書 2 通を同人宅への郵送により送付した（第 2. 16(31)(32)）。

上記(ア)ないし(キ)の各文書には、「X 1 組合は記者会見で、相変わらず“嘘八百”を並べ立てている。」（同16(22)）、「オイ、A 1・A 7 ブラ

ック企業の対策は、労基署、労働審判、裁判所もあり、弁護士会には、窓口での料相談所もある。お前らの出る幕は無い！」（同16(36)）、「“規約”に記載の拠出金20%は完全に“違法行為、真っ黒！」（同16(14)）、「君等は〇〇と一体と云うことが証明された。公安も目を付けている！」「“〇〇の輪”を同封する。」（同16(32)）、「〇〇派の手先X1組合」（同16(46)）、「ユニオンの“拠出金”（手数料）は支払う必要無し」（同16(27)）などの組合の組織、運営事項につきを嫌悪、誹謗中傷するものと認められる記載、「A1は単なる“恐カツ屋”！嘘八百並べ立て“脅すネタ”は何でもイイんだ！」（同16(19)(21)(22)）、「オイ、〇〇のクズ“のA12！」（同16(47)）、「いい加減、反省しろ！このウストラ“トンカチ”!!」（同16(19)）、「このウストラ“トンカチ2本”」（同16(21)）、「トンチンカンな出鱈目演説に、自己陶醉！」、「C21会社でも一席ぶっているらしいが、恥かくぞ！」、「滑稽な“猿回しのサル”か！」（同16(29)）、「オイ、“アホダラ教”のA18！」（同16(47)）、「このゴミ野郎！」（同16(44)）などの組合員個人を誹謗中傷するものと認められる記載、「X1組合に非難される謂れは何一つ無い！組合に利用されているのだ！」（同16(19)(21)）などの組合員に対して組合からの脱退を強く促すものと認められる記載、「威力業務妨害の刑事罰も覚悟することだ。（立っているだけで共同正犯）」、「威力業務妨害であり、参加する者は共同正犯になる。（証拠の積み重ね中!）」、「新たに、お前を共同正犯の1人に追加して訴訟を起こす。」などの組合員個人に対する民事・刑事を問わず法的措置を講ずる旨の記載（同16(21)(31)(44)）、「自宅に行くので、会って話がしたい！」、「お前の家に行くと言ったのは“抗議しに行く”ということだ！」などの組合員個人宅を訪問することを示唆する記載（同16(29)(31)(32)）などが認められる。

これらの記載内容は組合及び組合員に対する著しい嫌悪に基づく表現であると評価せざるを得ないものであることに加えて、組合員の自宅を訪問することを示唆する記載や住所を公開していない組合員の自宅に文書を郵送、持参投函する行為は、会社においていたずらに組合員の私的領域に侵入するものであるとともに、組合員をして組合活動

を継続することへの極度の不安を抱かせるものであり、会社による上記各組合員に対する文書送付行為は、組合事務所宛での送付文書に比して、より一層組合員の間には精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があるものと認められ、いずれも支配介入に当たる。

会社は、組合員らの自宅に直接文書を送付したのは、組合事務所宛てに抗議を内容とする文書を送付しても、何らの対応もなかったことから、かかる抗議が街宣参加者各人に届いたか否かが分からなかったこと、文書を送付した相手方はそれぞれ違法な街宣活動に参加した人物であって、違法行為を行う各主体に対して抗議を行うことを理由とするものであり、不当な動機目的に基づくものではなく、支配介入には当たらない旨を主張する。

しかし、組合の街宣活動に対する意見表明や抗議は飽くまでも組合を相手に行うべきものであって、そのほか会社の主張する理由によっても、本件における組合員らの自宅に対する文書送付行為が支配介入に当たるとの認定を覆すものではなく、会社の主張は採用することができない。

オ 本件揭示行為について

本件揭示文書（第2. 15）のうち、「反社にカンパブラックユニオン」、「分裂内ゲバお家芸?」、「半グレ→反社」、「インネン付けで20%か」、「超安行動費でポイッ!」との記載については組合を、「真面目に仕事しろ!」、「おいA7! ネットで横着するな!」との記載については、組合員をそれぞれ誹謗中傷するものであると認められるところ、本件揭示文書は、組合事務所宛での送付文書とは異なり、会社本社入口のガラス扉に掲示されたものであることから、会社の従業員や不特定多数の通行人が閲覧可能となっており、従業員をして組合加入をためらわせるとともに、殊更に組合の社会的地位を毀損しかねないものであって、組合員の精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険があるものと認められるため、会社による本件揭示行為は、支配介入に当たる。

カ 結論

以上のとおり、別紙一覧表1記載の文書のうち、No. 1、2、3、34の2、36、40の2、42の2及び44の2を除いた文書の送付行為等はそれぞれ組合に対する支配介入に当たる。

なお、会社は、①会社は憲法21条によって保障される言論の自由を有しており、団体交渉が行われる中で労使双方において激しく議論が交わされることがあったとしても、労働組合の組織、運営に影響を及ぼすような、強制、威圧ないし利益誘導が含まれるものでなければ、不当労働行為とはならない、②組合は、令和元年5月16日から頻回にわたり暴騒音や名誉毀損表現等を伴う違法な街宣活動を継続しているところ、会社による別紙一覧表1記載の本件文書送付行為等は、本件組合行為や正当性を欠く異常な街宣活動が行われる中で正当な抗議活動として行ったものであり、憲法21条に基づく言論の自由として保障されるべきものであって、支配介入と評価されるものではない、③本件文書送付行為等を受けても、組合の街宣活動等はさらに過激化しているものであり、本件文書送付行為等が組合の組織、運営に影響を及ぼすような強制、威圧には当たらないことは明らかであるとともに不当労働行為と評価されるものではない旨、それぞれ主張する。

しかし、上記①については、表現内容に威嚇、報復、利益の約束の要素があれば、支配介入に該当し不当労働行為と認定されやすいことは否めないものの、当該事情は必ずしも不可欠な要件ではなく、本件において、支配介入に当たると認定した各文書の記載内容はいずれも威圧的なものであり、これにより組合活動が一定の牽制を受けたことは優に認められるものであって、会社の主張は採用することができない。

上記②については、本件において、組合による街宣活動は、会社の社会的地位の低下を招きかねない表現内容を含むとともに相当程度の音量で行われていること、同活動により会社の円滑な業務に一定の支障が生じ、また、会社本社ビルに入居する他社から苦情を受けたことが認められ（第2. 11(2)、同14(1)オ、別紙一覧表2及び3）、行き過

ぎの感があることは否めない。

しかし、組合の街宣活動に必ずしも適当とはいえない点があったとしても、それは、適法な形式による組合との交渉や組合への抗議、会社が組合の街宣活動に関して提起した損害賠償請求訴訟（第2.17）などの手段を通じて解決を図るべきものであって、組合の街宣活動の正当性の有無を問わず、組合の街宣活動への対抗手段として支配介入行為が許されるものではなく、会社の主張は採用することができない。

上記③については、組合運営への影響は支配介入の成立を基礎づける要素として考慮されるものの、実際に支配介入の結果が発生したことは不当労働行為を認定するための要件とまではいえず、また、本件において、本件文書送付行為等によって組合活動が一定の牽制を受けたことは優に認められるものであり、会社の主張は採用することができない。

第4 救済の方法

以上の判断のとおり、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉申入れに対する会社の対応は正当な理由のない団体交渉の拒否に当たり、別紙一覧表1記載の文書のうち、No.1、2、3、34の2、36、40の2、42の2及び44の2を除く文書の送付及び掲示行為は支配介入に当たる。

以上の判断及び審査の全趣旨に照らせば、組合は会社に対し、謝罪文の掲示をも求めているが、主文の救済方法で足りると考える。

第5 法律上の根拠

以上の次第であるから、令和2年4月30日、5月11日及び8月5日付団体交渉申入れに対する会社の対応は、労働組合法第7条第2号に該当し、会社による、別紙一覧表1記載の文書送付及び掲示行為のうち、No.1、2、3、34の2、36、40の2、42の2及び44の2を除く文書の送付及び掲示行為については同法同条第3号に該当するが、その余の事実は、同法同条に該当しない。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和4年6月21日

東京都労働委員会

会長 金井 康雄

別紙一覧表 1

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
1	令和元年5月30日	組合事務所	郵便	組合
2	令和2年3月23日	組合事務所	郵便	組合
3	令和2年4月14日	組合事務所（3通）	郵便	組合、組合員（A6、A9）
4	令和2年5月12日	組合事務所	郵便	組合
5	令和2年6月19日	組合事務所	郵便	組合
6	令和2年6月24日	C4組合事務所（2通）（組合と同じビル内）	郵便	C4組合
7	令和2年7月3日	C4組合事務所	郵便	C4組合
8	令和2年7月14日	①組合事務所 ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合員（A7）②C4組合
9	令和2年7月22日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A10、A7） ②C4組合

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
10	令和2年7月30日	①組合事務所（4通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A7、A10、A11）②C4組合
11	令和2年8月17日	①組合事務所（4通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A7、A10、A11）②C4組合
12	令和2年8月21日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11）②C4組合
13	令和2年8月31日	本社入口掲示	掲示	
14	令和2年9月3日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11）②C4組合
15	令和2年9月18日	①組合事務所（6通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12） ②C4組合
16	令和2年9月28日	①組合事務所（6通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12） ②C4組合
17	令和2年10月9日	①組合事務所（7通） ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13） ②C4組合
18	令和2年10月16日	①組合事務所（7通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13） ②C4組合
19	令和2年10月23日	①組合事務所（7通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13） ②C4組合
20	令和2年10月30日	①組合事務所（7通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13） ②C4組合

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
21	令和2年11月6日	①組合事務所（8通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13、A14） ②C4組合
22	令和2年11月13日	①組合事務所（8通） ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13、A14） ②C4組合
23	令和2年11月20日	①組合事務所（8通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13、A14） ②C4組合
24	令和2年11月27日	①組合事務所（8通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A10、A11、A12、A13、A14） ②C4組合
25	令和2年12月4日	①組合事務所（6通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12、A13、A14） ②C4組合
26 の 1	令和2年12月11日	①組合事務所（4通） ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12） ②C4組合
26 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A12）
27	令和2年12月18日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12、A15） ②C4組合
28	令和2年12月25日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12、A15） ②C4組合

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
29	令和3年1月8日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12、A15） ②C4組合
30 の 1	令和3年1月15日	①組合事務所（5通） ②C4組合事務所	郵便	①組合 ①組合員（A6、A7、A12、A15） ②C4組合
30 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A15、A17）
31 の 1	令和3年1月22日	①組合事務所（7通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7、A12、A15、A19、A18） ②C4組合
31 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A20、A15）
32	令和3年2月3日	個人自宅	郵便	組合員（A20、A12、A15）
33	令和3年2月5日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7） ②C4組合
34 の 1	令和3年2月12日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7） ②C4組合
34 の 2	同上	代理人事務所	郵便	代理人弁護士
35 の 1	令和3年2月16日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7） ②C4組合

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
35 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A21）
36	令和3年2月19日	代理人事務所	郵便	代理人弁護士
37	令和3年2月22日	個人自宅	郵便	組合員（A18）
38 の 1	令和3年2月26日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所	郵便	①組合、組合員（A6、A7） ②C4組合
38 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A13、A18）
39	令和3年3月1日	個人自宅	郵便	組合員（A20、A13、A18）
40 の 1	令和3年3月5日	①組合事務所（3通） ②C4組合事務所（2通）	郵便	①組合、組合員（A6、A7） ②C4組合
40 の 2	同上	代理人事務所	郵便	代理人弁護士
41 の 1	令和3年3月12日	組合事務所（3通）	郵便	組合、組合員（A6、A7）
41 の 2	同上	個人自宅	郵便	組合員（A18）
41 の 3	同上	C22会社	郵便	C22会社

No	文書の日付	送付先	送付方法	宛名
42 の 1	令和3年3月19日	組合事務所（3通）	郵便	組合 組合員（A6、A7）
42 の 2	同上	代理人事務所	郵便	代理人弁護士
43	令和3年3月20日	個人自宅	郵便	組合員（A15、A18）
44 の 1	令和3年3月26日	組合事務所（3通）	郵便	組合 組合員（A6、A7）
44 の 2	同上	代理人事務所	郵便	代理人弁護士
44 の 3	同上	個人自宅	郵便	組合員（A15、A18）
45	令和3年4月9日	C22会社	郵便	C22会社
46	令和3年4月13日頃	個人自宅	持参 投函	組合員（A15）
47	令和3年4月22日頃	個人自宅	持参 投函	組合員（A18、A12）

別紙一覧表 2 (会社本社前)

No	日付	発言内容
1	令和元年5月16日	不詳
2	令和元年5月30日	不詳
3	令和元年6月4日	不詳
4	令和元年6月12日	不詳
5	令和元年7月3日	不詳
6	令和2年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の意見にも、労基署の意見にも一切従わない。 ・私達の仲間を、そしてあなた方の同僚があなた方の会社の従業員である仲間を労働組合に入ったというだけの理由で5時間もホテルの一室に缶詰にして警察に突き出す、徹底的に追い詰めるなどと脅かして無理やり退職届を書かせた。 ・恥を知らなさいY1会社。
7	令和2年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・あなた方の社名、Y1'会社の、その旧社名、Y1'会社はですね、どの〇〇なんですか？ これ。〇〇〇〇ですか？ それとも日本の〇〇〇〇〇〇だということですか？それとも日本の法律を一切守らないB1〇〇だとも言いたいんですか？あまりいい印象のある言葉ではありませんね。 ・ビックリマークやめましょう。これ何度も言ってますけど、本当にですね。 ・できればどういった環境で育ったかは分かりませんが、日本のビジネスマナーぐらいは守って下さい。B1さん。
8	令和2年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・でたらめを言うな、いい加減なことを言うな、これもそのままの文章です。そしてビックリマークを付けました。 ・Y1会社は警備会社の大手企業にして真っ暗なブラック企業です。
9	令和2年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・あなた方は何故マスクをしない。そして警備員にマスクをさせないんだ、Y1会社。ふざけるなよ。

No	日付	発言内容
		<p>・彼らのような無自覚な意識の低い行いが感染を日本全土に振りまいてしまうのです。</p> <p>・一市民として、こんなことを許していいはずがありません。皆さんからも法律を無視した行いをするどころか、今回の感染をさらに拡大させるようなことをあえてしているといっても過言ではない。このY1会社に対して、ご指導、ご意見をお寄せください。</p>
10	令和2年4月8日	<p>・人の命を何とも思わない、人の生活を平気で破壊するようなことを続けていていいわけはありません。</p> <p>・マスクをするなどそんなデタラメな会社があるんだと、しかも日本有数の警備業1万人以上従業員を抱えるY1会社という会社なんだと、どうか皆さん知ってください。そしてできれば広めてください。Y1会社にお声を掛けてください。こんなことをしては感染が拡大してしまうと、どうか皆さんよろしくお願いします。</p>
11	令和2年6月16日	<p>・髪の毛を短く刈り上げマスクを掛けない人間、そしてビルから出入りしている、それはみんなY1会社の人間なのですぐに分かります。一種異様な光景でもあります。</p> <p>・彼らは安全を守る警備業の傘をかぶり、様々な方面で従業員の、市民の皆さんのそして関係する方々の安全を脅かし続け壊し続けています。</p> <p>・いい加減にしろこの野郎</p>
12	令和2年6月23日	<p>・5ちゃんねるは匿名性を担保された上で様々な発信、意見の交換をしています。あ、荒らしとか色々あるみたいですけどね。それに対して何ら根拠も無く「お前達だろ」と言ってしまうリテラシーの低さ、これはですね、1万人規模の警備会社でこんなことが起こらない、そういうですね、極めておバカな話だね</p>

No	日付	発言内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5ちゃんねるとかもですね、恐らく私達の抗議行動に対して、反応してくれた方、この抗議行動はですね、様々なメディアも反応してくれました。ですので、市民の皆様にも反応して下さるのも当然のことと思います。そういった方が恐らく5ちゃんねるでスレを立てたんでしょう。 ・ 我々の、えーっと、総理大臣、C26 総理大臣も、C27 さんもえーっとマスクを着用して欲しいってことを言っているんですけども、社員が着用しないマスク、えーっと会社はマスクの着用をしないって命令ってというのは、日本人として非国民ではないですか？ あの、C26 総理もC27 さんもマスクの着用をしている中、そうやって、えー非国民だと思います。非国民だと思いませんか？
13	令和2年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちの事務所には『5ちゃんねるにスレッドを立てたのはお前らだろ』なんの根拠もない言いがかりがですね、一万人規模の警備会社のY1会社社印をつけて送られてきました。本当です。組合にとっては笑い話なんですけどある種の。 ・ 結構すごいテンションの抗議文がきております。～（抗議文の読み上げ）～これ本当に書いてあるんですよ。 ・ 口頭で文書を作ったことがないんで・・・これ本当にこんな作る人がいるのかなって感じなんですけど。実際にこれ印刷してありますけど、なんでしょうね。 ・ B10 さん、あなたどんな気持ちでニヤニヤしてるんですか。先ほども言ったとおりですね、皆さんもご覧になったとおりあの方と私がこの段で会話を成立したことがないんです。何を訴えかけても言いたいことを一方的に言う、このような状態ですね、また一方的に言って帰ります。そして勝ち誇ったようなニヤニヤ顔、これが負けていると分からない知性のなさですよ。

No	日付	発言内容
		<p>やりなさい。お前らが真面目にやれ！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もうちょっと内容のあるのを貼りなさいよ。会社が公式な文書で「オイ、A7」と相手呼び捨て、さらにこの文香では「トンカチ頭め」と「トンカチ頭め、ビックリマーク」こんなことを、公式文書で書いてくる会社、日本にY1会社以外にあるかどうか分かりません。 ・頭悪い上層部。 ・これ見て、意味が分からないんですよね。誰に何を伝えたいのか。しっかりと日本語を勉強してください。Y1会社さー、大人か？ それ？ 18歳とかじゃないの？
18	令和2年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラック企業中のブラック企業、Y1会社 ・皆さん夏の最後の思い出にY1会社、日本を代表するウルトラブラック企業ですね、見苦しい貼り紙をぜひ、写真に収めてみてください。どんどん拡散してください。 ・今ですね、超コミュ障なY1会社さんとそして扉を通じて会話をさせていただいているような感じなんです。彼は、我々が怖くて直接何も言えないようなんですね、このように誹謗中傷の貼り紙で、会話をするというウルトラコミュ障なブラック企業なんですよ。いやあお金かけて作ってますね、これ、あ、なるほど内部での内ゲバがあって、それがあなた方のお家芸なので、そういうものを貼って私たちの味方をしてくれているんですかね。 ・何がしたいのか、誰が伝えたいのか、全くまったくもって意味が分かりません。皆さんぜひ、写真に撮ってこの謎を解明してください。どんどん拡散をお願いいたします。
19	令和2年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ご通行中の皆さん大きな音でお騒がせしております。皆さんも是非ご覧になって下さい。この貼り紙。 ・貼り紙でせいぜいこうやったりですね、変な怪文書を送って

No	日付	発言内容
		<p>くる程度の。その程度のことしかできない腰抜け警備会社だと私は感じますが、皆さんどうでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彼らは、以前、反社、反社という言葉私たち労働組合に対して浴びせてきました。今回、ありがとうございます。ブラックユニオン、ブラックユニオンと私たちを呼んでいます。労働組合として団体交渉、団体行動の権利を行使しているだけ、それに対して、ブラックユニオン、反社、そのような言葉を投げかけてくるのがY1会社です。Y1会社です。これがY1会社です。
20	令和2年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・『都労働委員会の指導、85 デシベル守れ』というのはですね、全くそんなこと言ってもおりません、労働委員会は。 ・会社の顔にこんなみっともないものを貼ることが出来る神経、Y1会社のどなたか知りません。 ・そんなものはたいして怖くないんですよ。どうせ出てきて話をすることもできないような連中ですから。ただですね、こういうのを平気で社店に貼れちゃう感覚は恐ろしいですね。 ・労働委員会が言ってもいないこと、言って欲しいんですかね。85 デシベル守れと。そして盗撮⇒謝罪と、労働委員会の指導を守れというのはですね、私たちが盗撮などしたと一言も言っておりません。 ・さあそして、また貼り替えられます。Y1会社さん新作をいっつもですね、そういう意味では楽しみにしています。
21	令和2年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・あ、ほらまた剥がれますよ。ちょっとここの吸盤弱いじゃないですかね。早く新しいのに替えないと。ね、こんなことで仕事を失っちゃいけないですよ、あなた方が。 ・頑張って頑張って、良かったらガンガンSNSとかで拡散してください。お友達に見せていただけたらだけでもね。ありがとうございます。ね、あそこのマグネット、そろそろその吸

No	日付	発言内容
		<p>盤諦めた方が良いですよ。その吸盤早く貼り替えないと、貴方が危ないんじゃないですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後にまたびしっと貼り替えていただいた後にですね写真を撮って失礼したいと思います。あっ同じやつですかじゃいいです。
22	令和2年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、皆さんもこの変な貼り紙、今日はなんか貼り替えられるペースがちょっと大人なしめで寂しいんですけど、貼り紙を見ている後ろでなんかこんな感じでピシッと決めている警備員がいるんですよ。 ・警備業界きっての大手ですがこの無様な貼り紙を見てください。 ・あなたがたなんてコワイのコ文字もないですよ。
23	令和2年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・今この二人、この二人、貼り替えてることで給料貰ってるこの二人ですよ。見えますか皆さん、今まさに今張り替えてるですね。これ私たちが街宣してる間ですねずっとこちらでこちらの機をうかがって、分かりますか、この張り替えで飯を食ってる。これでY1会社から給料が払われてるんです、信じられますか。皆さん信じられません。ははは。 ・馬鹿じゃないの。本当に信じられません。 ・Y1会社さんあなた方やっぱりネトウヨ的な何かなんですか。
24	令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・Y1会社といえば元々はY1'会社、そういった名前だったようです。〇〇というのが何を指すのかは分かりません。いわゆる〇〇〇〇、ナチスドイツではないですよ。〇〇〇〇〇何かでしょうか。 ・C28さんがですね、おもちゃの兵隊と椰楡されたという話もありますが、「C29」というのですね作って、その出身者がですね、C29の理念といえば、弛んだ日本を再教育するという、そ

No	日付	発言内容
		<p>ういう話ですかね、作ったのが Y 1' 会社、旧 Y 1' 会社、今の Y 1 会社です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来の悪いネトウヨ
25	令和 2 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社は公共機関の警備を行っている責任のある企業です。その責任のある企業が堂々とマスクしないで、マスクもしなくていいということでフェイスシールドのみで、あわよくばコロナを、患者を増やしている一端になるかもしれない、そんな危険性を含めた会社に警備を任せていいんでしょうか。 ・是非この周辺の皆さんすぐ近くに金色の扉、Y 1 会社があります。そのような傍若無人な経営を行って堂々と公共機関の警備をやっている Y 1 会社にご意見、ご抗議のほどよろしく願います。
26	令和 2 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本という国を大切に思うんだったら、このように日の丸を辱める飾り方をするのはおかしいです。日本が大切だと思うんだったら、そういった右翼団体の、右翼政治家ですか C 30 さんの弟子の B 7 さんっていう方が創った会社だと聞いています。もしそういう考えに基づいているのであれば、あなた方こそ国の面汚しですよ。 ・歴史を遡れば、一部の勘違いをした警備会社が、Y 1' 会社という会社があったと思いますが、労働運動を暴力で弾圧したという過去があります。
27	令和 2 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社ではコロナ禍の最中にもかかわらず、犯罪者が顔を隠すイメージで、警備に合わないという意味不明な理由でフェイスシールドのみの警備を続けています。 ・おかしな理由でマスクを着けずに警備に当たっている、そのような警備会社に日本の警備を任せていいのでしょうか。是非この傍若無人な違法警備会社 Y 1 会社にご意見ご抗議のほどよろしく願います。

No	日付	発言内容
28	令和2年11月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y1 会社は労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞きません。 ・ Y1 会社はこのように警察が見解を示しても、いうことを全く聞こうとしません。まさに無法地帯です。 ・ Y1 会社は新型コロナウイルスによる、緊急事態宣言の間でさえ、従業員にマスクの着用を全面的に禁止していました。これは、明らかに異常なことです。なんでも、Y1 会社が言うにはマスクは犯罪者が顔を隠す時に使うものだから、警備員には相応しくないと、当初も今も多くの方がマスクを着けています。別に皆さん、犯罪者ではありません。このことについて、匿名掲示板でスレッドが立ちました。スレッドが立つのもさもありなん、と思います。 ・ 本日は、方々すぐ斜め前、建物ございますが、今日は誰も来ていないか又は一人か二人くらい来ている状況でしょうか。
29	令和2年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y1 会社は労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞きません。 ・ Y1 会社はこのように警察が見解を示しても、いう事を全く聞こうとしません。まさに無法地帯です。 ・ Y1 会社は新型コロナウイルスによる、緊急事態宣言の間でさえ、従業員にマスクの着用を全面的に禁止していました。これは、明らかに異常なことです。なんでも、Y1 会社が言うにはマスクは犯罪者が顔を隠す時に使うものだから、警備員には相応しくないと、当初も今も多くの方がマスクをつけています。別に皆さん、犯罪者ではありません。このことについて、匿名掲示板でスレッドが立ちました。スレッドが立つのも、さもありなん、と思います。
30	令和2年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ こんなに下らない貼り紙を貼り続けなければならない、とてもつらいお仕事ですね。そして、右側の貼り紙、そのさらに左

No	日付	発言内容
		<p>の、マジック何って言うんですかね、ちょっと斜めに下にずれています。怒られますよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C 30 といえば様々な労働運動を昔から強圧し、弾圧と言っても生易しいやり方でやった訳ではなく、文字通り暴力をふるい、場合によっては人を叩き、棒で叩きそうやって弾圧した C 30 の高弟がこちらの Y 1 会社、Y 1 会社の代表取締役、B 7 だと聞いております。 ・ こちらの Y 1 会社、前身となると言われている Y 1' 会社という会社では、労働組合の争議に参加し労働組合員をボコボコにしたと、国会でも取り上げられています。そんなとんでもない会社が Y 1' 会社、そしてその後身と言われるのが Y 1 会社だと言われています。 ・ 面白おかしい非常に失礼ですが、面白おかしい脅迫状、頭のおかしな脅迫状です。ネットで『Y 1 会社』とツイッターなんかで探してもらおうとガンガン出てきます。
31	令和 2 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社の警備員お見かけになったら一度どのようなマスクをしているか確認してみてください。ほとんどの警備員がきちんと顔を、鼻や口を隠すマスクをせずに、フェイスシールドのみで警備を行っていると思います。東京で 500 人以上、コロナの感染者が出ているにもかかわらずいまだ会社の幹部が従業員に対してマスクをさせないという方針を出している、非常に悪い意味で、珍しい会社だと思います。 ・ マスクをさせない警備会社、Y 1 会社には是非ともご意見、ご抗議の程、宜しく願いいたします。
32	令和 2 年 12 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 40 年に際して、暴力で労働組合を鎮圧していた事実がありました。これを首謀していたのが、今の社長の前の B 7 という社長です。 ・ 警備員たちは、社前の組合旗や社内外に展示してあった、法

No	日付	発言内容
		<p>延記録写真を引きちぎるなどの乱暴を繰り返したが、ついに暴力行為に及び、その場で意識不明なまま、救急車で病院に運ばれる者1名を含め、12名の負傷者を出すに至った。ね、これが真実です。労働組合に対して、昭和40年から、労働組合に対しての暴力行為を行っていたということが発覚しました。この時の社長が、今の社長の前、B7、B7でございます。</p>
33	令和2年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・私、ある有名な方は、悪口は議論に敗れた者がいうものであると、そのようにいいましたが、いまY1会社は悪口が書いてあるビラを張ってですね私達を迎え撃ったんでしょうか、私の姿を確認すると、ダッシュで準備をする滑稽な警備員の方の姿が見えました。 ・このY1会社という会社、都庁の警備をやっている会社です。旧Y1'会社という名前で、そのY1'会社時代には竹槍や火炎瓶で学生を襲う。労働組合を弾圧して怪我人を出すなど様々な問題を起こし、国会での質問もされたような、議員さんですね、警備会社が存在しているのか、と言う会社が今や大手のY1会社で都庁の警備を行っております。 ・C31と、聞くからに右翼というその右翼の大物の一番弟子とも言われているのがこのB7なんです
34	令和2年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・C31の総帥であります日本でも最大の右翼家C30。その一番弟子とも言われるB7が今でも代表取締役なのがこのY1会社、Y1会社です。
35	令和2年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・かつてY1会社がY1'会社という会社名だったころ、B7率いるY1会社は、竹槍や火炎瓶で学生運動を弾圧する、私たち労働組合に対しても意識不明の重傷者を1名だし、14名の方がケガをする、そのような暴力的な弾圧を行ったと国会でも取り上げられています。 ・都庁の警備も行うような警備会社ですが、代表取締役であ

No	日付	発言内容
		り、創業者の B 7、B 7 は東京都知事選に毎回出て、泡沫候補という言葉をも有名にしたことでも知られる C 30 という右翼政治家の一番弟子とも呼ばれる高弟です。
36	令和 2 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社、C 31 という右翼の、右翼があつてその総帥だった C 30、C 30 で検索してください。C 30 の一番弟子だったとそういう風にいわれている B 7 氏が現在も代表取締役に入っています。 ・ B 7、B 7 と調べてみて下さい。Y 1 会社が暴力事件を起こした、Y 1' 会社の頃に、暴力事件を起こした時の代表取締役でもある、創始者でもある、極右政治家の一番弟子、B 7、この B 7 が Y 1 会社の代表取締役です。 ・ 皆様も是非、『Y 1 会社 B 7』で検索してみてください。
37	令和 2 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 31 の党首だった日本でも最大の右翼家、右翼政治家、C 30、C 30 の一番弟子だと、言われている B 7 氏が代表取締役を務めております。 ・ B 7 氏は C 31 の党首だった C 30 の一番弟子だと言われているが、本当にそうだったのか、自分でそう言っているだけなのか、それとも周りに言わせているだけなのか、右翼の、右翼のはしくれ B 7 氏はですね、代表取締役を務めている Y 1 会社、Y 1 会社に是非とも周辺の皆さまにはご意見、ご抗議のほどよろしくお願いいたします。
38	令和 3 年 1 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社、旧 Y 1' 会社は、かつては労働争議や学生運動などに、暴力で介入し多数の怪我人を出すなど、極めて問題視されてきた会社です。 ・ 会長の B 7 さんはですね、右翼の大物活動家の C 30 さん、現在、亡くなってらっしゃいますけど、その右翼の有名な活動家のお弟子さんであったと聞きます。 ・ この問題に対する抗議、Y 1 会社、代表取締役 B 7、Y 1 会

No	日付	発言内容
		社、代表取締役 B 7 までお願いいたします。本日は大きな音で大変お騒がせいたしました。
39	令和 3 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y 1 会社の代表取締役は B 7 と言います。 C 30 とする右翼活動家の一番弟子です。右翼的な思想。 ・ 実際に B 7 が発表している論文というものには今こそ、尖閣諸島の領有権を日本が主張するんだ、という物騒な論文だったり、明らかな右翼思想が取れます。
40	令和 3 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらの正面にあるガンバロー日本と書いてあるのは、右翼系活動家の B 7 が代表取締役を務める Y 1 会社という大手警備会社です。東京都庁の警備も行っています。 C 30 の弟子であり、自身も C 31 の党員であった右翼的思想をもった B 7 という経営者がその右翼的思想に基づき労働組合に差別的なレッテル張りをし攻撃を繰り返しています。 ・ この Y 1 会社、もともとは Y 1' 会社という会社でした。学生運動、労働運動等を、暴力を使って介入、鎮圧するこのような行為により、多くの怪我人が出ています。この事が国会でも問題となり、このような警備会社が存在していいのかと、そのように言われたのが Y 1 会社、旧 Y 1' 会社です。
41	令和 3 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつもこの貼り付けている方見て下さい、いつも同じ方です。同じ方にですね、こんな嫌な仕事をやらせる。会社には安全配慮義務がありますが、かわいそうにこの方々はまったく守られておりません。 ・ 代表取締役、 B 7 は都知事選でもですね、かつて数十年前、泡末候補という言葉の語源というか、有名になる、元ともなったですね、 C 30 という右翼活動家がありますが、その C 30 の高弟としてですね、まあ高い弟子という意味ですね。有名な右翼的思想を持つ C 31 にも所属していた、そんな経営者だと聞いています。 B 7 氏は Y 1 会社、その当時は Y 1' 会社の代表取締役

No	日付	発言内容
		<p>でしたが、その B 7 氏が代表取締役にある間に Y 1' 会社、今の Y 1 会社は学生運動や労働組合に対し、暴力で弾圧をする、何人も何人も径我人を出す。このような安全を守る警備会社とは到底言えないような行為をし、そしてそのことが国会でも問題となる、こんな警備会社が存在していていいのか？と大きく物議を醸したとそのように聞いております。</p>
42	令和 3 年 2 月 12 日	<p>・代表取締役 B 7 は恥を知らなさい、あなたはただの法律を守らない悪徳の経営者にすぎませんよ、このままでは。右翼の活動家としての衿持があるならばなおのこと恥を知らなさい。</p>
43	令和 3 年 2 月 17 日	<p>・皆さんも違法行為を繰り返す Y 1 会社に対してご指導をください。</p>

別紙一覧表 3 (東京都庁前、豊洲市場前)

No	日付	発言内容	街宣場所
1	令和3年2月17日	・私達だけの問題ではありません。これは都民皆さん全員の問題だと思います。何故なら、そんな法律を守らず、敵とみなせば徹底的に暴力的な振る舞いを行う、Y1会社が東京都庁の警備を請け負っているからです。	東京都庁前
2	令和3年3月5日	・2020年奇しくもオリンピックは流れてしまいました。しかしその業者を選定する際の調達コードに団体交渉を拒否しないことや労働組合の活動を認めることが明記されています。そのような状況でY1会社はどうかやらオリンピックの警備を行うようだという話も私たちは聞いておりました。明らかにこれは調達コード違反です。今後もしもオリンピックが行われるのか、行われぬのか知りませんが、行われるとすればY1会社はこの調達コード違反をしていることとなりますので当然このままの状況で警備はできない訳です。そんな会社が都庁の警備を行っております。	東京都庁前
3	令和3年3月12日	・私たちの組合員から尾行されていると何件も何件も苦情が来ている。そのあとに脅迫文が送られてくる。	東京都庁前
4	令和3年3月16日	・Y1会社は、従業員に対してパワハラや退職勧奨とか、そういった問題を起こしております。	東京都庁前
5	令和3年3月25日	・こんな会社が東京都庁、豊洲市場、厚生	東京都庁前

No	日付	発言内容	街宣場所
		<p>労働省そして様々な大きな病院、そんなところの皆さんの安全を守っている、安全を守っているとは思えません。この抗議行動の最中もY1会社の警備員が何なにやらそこに立ちメモをして帰って行きました。皆さまからも是非Y1会社がしっかりと安全を守るよう、そしてこのままの状態であるなら直ちに警備をやるようY1会社にご意見をお伝えください。</p>	
6	令和3年4月1日	<p>「ばか〇〇」に言っとけ団交は怖いか、「ばか〇〇」〇〇〇。法律を守りなさいよ、A7が怖いか。あなたも良く覚えておきなさいよ。私、A7っていうんだ、Y1会社さん。X1組合の書記長だよ。こんな若造が強そうでもなんでもないのに怖いのか、あなた方。しっかりと法律を守って団体交渉に応じなさい。そもそも無断で撮影を続けるのは非常に不当で人権の侵害だ。それを警備会社であるY1会社、あなた方がやっちゃいけないですよ。それがわからないなら、「ばか〇〇」さんだよ、〇じゃなくて〇〇〇だよ。天国のC30さんが何を思うかね、「ばか〇〇」。なんとか言ってみな「ばか〇〇」。</p>	東京都庁前
7	令和3年4月2日	<p>・実は、先月で東京都庁の警備を外されております。入札制度なんですけれども別の警備会社がY1会社から外されて別の警備会社が東京都庁の警備を行うことになっ</p>	東京都庁前

No	日付	発言内容	街宣場所
		<p>た。その礎となったと言ってもおかしくありませんが、我々が1年かけて、1年以上かけて様々なY1会社の問題に対して街宣活動を行ってきた。それが東京都にも認められた。ある意味、東京都ではこのような犯罪を行う警備会社が警備をしていたら困る、ということで東京都庁の警備から外されることになりました。しかしまだ東京都庁が管轄している場所。それがこの豊洲市場なんです。東京都庁はY1会社を外されました。しかし東京都庁が管轄している豊洲市場。この豊洲市場ではまだY1会社。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このY1会社が都庁の判断により外された。だったら東京都庁が管轄している豊洲市場も外されるのが当たり前のことです。 ・是非とも東京都庁、そして東京都職員は正しい選択をしてください。もはや東京に、大手警備会社Y1会社は必要ありません。 ・犯罪を犯している会社は東京都では認めない、東京都では、使うことはしない、そのことを是非とも東京都の職員は、はっきりとこの警備会社のY1会社に対して、はっきりと伝えて欲しい。そして排除してもらおう。 	
8	令和3年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・大手警備会社Y1会社、コンプライアンスに大変問題のある大手警備会社Y1会社にこの大事な豊洲の地の警備をこれ以上任 	豊洲市場前

No	日付	発言内容	街宣場所
		せて 豊洲市場前も良いのでしょうか。豊洲の管理に携わる皆さん、どうか知ってください。	
9	令和3年4月16日	・豊洲市場の警備をしているY1会社、労働組合との団体交渉を行わず、そして残業代を払わない、そういったことを行っているのがY1会社です。プラスチックのマスクを着けた警備会社Y1会社、代表取締役B7は右翼の大物だそうです。	豊洲市場前
10	令和3年4月23日	・Y1会社はいたるところで、人権侵害を行っているとして、SNS上やツイッターなどで話題にされています。	豊洲市場前
11	令和3年5月7日	・我々はY1会社に対して、団体交渉に応じないがゆえに団体行動権、こういった街宣活動をするのを、Y1会社が非常に嫌悪している。	豊洲市場前